

平成 20 年 6 月 10 日  
金融庁

## 平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況

我が国の行政においては、政策評価を実施するとともに、その評価結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加えることにより、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を実現することが求められています。こうしたことから、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第 11 条においては、各行政機関は、政策評価の結果の政策への反映状況を公表することとされています。

金融庁においては、平成 18 年度実績評価書（評価対象期間：平成 18 年 7 月～19 年 6 月）、平成 19 年度事業評価書（対象事業：平成 20 年度概算要求に係る新規・拡充事業）及び平成 19 年度事後事業評価書（対象事業：過去に事前評価を実施し、平成 18 年度に効果が発現した事業）を平成 19 年 8 月 30 日に公表し、また規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果を随時公表しました。

今般、上記法律を踏まえ、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめましたので、公表します。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
総務企画局政策課  
(内線 3167、3231)

---

表1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成14年4月1日策定） 平成14年9月13日改正 平成15年7月1日改正 平成16年7月7日改正 平成17年7月26日改正 平成18年7月10日改正 平成19年7月3日改正	
計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成15年7月1日から20年6月30日まで
	② 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価の方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり i 法令に基づき評価が義務付けられている政策に該当するもの ii 規制の新設など金融庁において新規に開始又は拡充される事業(予算、規制、法令等)
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価は、実績評価、総合評価及び事業評価の方式を基本とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象 総合評価：新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策を対象 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策(総合評価の方式を適用するものを除く。)及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたものを対象
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算・機構定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、評価結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
計画の名称	平成18年度金融庁政策評価実施計画（平成18年7月10日策定）	
計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成18年度に効果が発現する事業(モデル事業を含む) ○ 実績評価：26政策 ○ 総合評価：1つのテーマ
	② 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	③ その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし
計画の名称	平成19年度金融庁政策評価実施計画（平成19年7月3日策定）	
計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成19年度に効果が発現する事業(モデル事業、成果重視事業を含む) ○ 実績評価：25政策 ○ 総合評価：1つのテーマ
	② 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	③ その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数 (評価を実施中のもの)	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数							
事前評価	事業評価：3件	—	—	—	① 評価結果を踏まえ、評価対象事業(施策)を実施することとした(実施することを予定)	3						
					・うち概算要求に反映したもの	3						
					・うち機構・定員要求に反映したもの	0						
					・うち機構要求に反映したもの	0						
					・うち定員要求に反映したもの	0						
					② 評価結果を踏まえ、新規事業(施策)を実施しないこととした(実施しない予定、又は見送った)	0						
	事業評価：11件 (規制の新設又は改廃に係る政策)	—	—	—	① 評価結果を踏まえ、改正法案を国会に提出した	9						
② 評価結果を踏まえ、内閣府令を改正した					2							
事後評価	法第7条第2項第1号	事業評価：3件	そのまま継続が妥当	0	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした	0						
			継続するが改善・見直しが妥当	3	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定)	3						
			廃止、中止又は休止が妥当	0	③ 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した。	0						
	(総合評価：1件)	実績評価：26件	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある。	9	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした	17	・うち概算要求に反映したもの	14				
							・うち税制改正要望に反映したもの	2				
							② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定)	9				
							・うち概算要求に反映したもの	6				
							・うち税制改正要望に反映したもの	0				
							・うち評価対象政策の重点化等を行ったもの	0				
							・うち評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止したもの	0				
③ 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、中止又は休止した(廃止、中止又は休止する予定)	0											
法第7条第2項第2号イ	該当する政策なし	—	—	—	—	—						
							法第7条第2項第2号ロ	該当する政策なし	—	—	—	—
④ 機構・定員要求に反映したもの	16											
・うち機構要求に反映したもの	9											
					・うち定員要求に反映したもの	15						

(注1) 事後評価の「事業評価：3件」には、成果重視事業2件を含む。

(注2) 「実績評価：26件」の「政策評価の結果の内訳別件数」については、1つの評価対象政策に対し、2つの達成目標ごとに評価の結論を導いているものがあるため、実施件数とは一致しない。

(注3) 総合評価方式を用いて、「平成16年度金融庁政策評価実施計画」等に基づき、「金融システム改革(日本版ビッグバン)」について評価を実施中。

**表3-1 金融庁における政策一覧**

**I 平成19年度事業評価 (表3-2-①)**

No	事業名
1	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化
2	貸金業統計システムの機能拡張
3	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築

**II 規制の事前評価 (表3-2-②)**

No	政策名
1	保険会社による信託契約と投資顧問契約等の締結の代理等を認める(信託契約の締結の代理等の解禁、投資顧問契約等の締結の代理等の解禁)
2	信託会社等の届出事項に、信託業法第34条第1項の規定に基づく業務及び財務の状況に関する説明書類の縦覧を開始した場合の届出を追加等する
3	いわゆるプロ向け市場の創設
4	銀行・証券・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し
5	金融商品取引所による金融商品類似市場の開設の解禁
6	投資信託の多様化
7	外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入
8	銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社の本体に対する投資助言業務の解禁
9	銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社に対する排出量の現物取引等の解禁
10	銀行等に対する議決権保有制限の緩和
11	銀行持株会社の子会社であって銀行以外のものが特定の業務を行う場合における認可制の導入

**III 平成19年度事後事業評価 (表3-2-③)**

No	事業名
1	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築
2	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化
3	ITキャラバン

**IV 平成18年度実績評価 (表3-2-④)**

法定任務	基本目標	重点目標	政策	No	
I 金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること	① 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	1	
			② 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	2	
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定が確保されていること	① システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	3	
			(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	4
				② 新興市場国の金融当局への技術支援	5

法定任務	基本目標	重点目標	政策	No
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	6
			② 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	7
		(2) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること	① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実	8
			② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化	9
	2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること	(1) 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されていること	③ 公認会計士監査の充実・強化	10
			① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	11
			3 市場が公正であること	(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること
	② 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化	13		
	III 円滑な金融等	1 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること	(1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること	① 個人投資家の参加拡大
(2) 金融インフラ等が整備されていること			① 金融・資本市場等の機能拡充	15
			② ITの戦略的活用	16
(3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること			① 金融インフラ等の国際化への対応	17
(4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること			① 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化	18
(5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したもとなっていること		① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応	19	
2 金融機関の企業活動が活発に行われていること		(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること	① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	20
			② 金融行政の透明性・予測可能性の向上	21
3 金融機関等が犯罪に利用されないこと		(1) 金融機関等がマネー・ロンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと	① マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の強化	22
			② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	23

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策	No
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成・強化	① 人材の育成・強化のための諸施策等の実施	24
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	25
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究の実施	26

表 3-2 金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

表 3-2-①（事前事業評価）

事業評価方式を用いて、平成 20 年度概算要求に係る 3 新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を 19 年 8 月 30 日に「平成 19 年度事業評価書」として公表。

政策の名称	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（必要性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフサイト・モニタリングは、金融システムの安定を図るため、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するために行っている。</li> <li>・ コンピュータ・システムの機能強化は、国の責務と位置付けられる金融機関等の監督業務において重要な役割を果たすオフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものである。</li> </ul> <p><b>（効率性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督部局の限られた人員によりオフサイト・モニタリング等の事務を効果的に行うため、コンピュータ・システムの機能強化を行うことは、適正な手段である。</li> <li>・ 仮にコンピュータ・システムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの維持及び機能強化に要するコストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれる。</li> </ul> <p><b>（有効性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピュータ・システムを活用することにより、監督部局の限られた人員の下で、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを効果的に実施することが可能となった。</li> <li>・ 今後も金融機関を取り巻く状況変化を踏まえたシステムの機能強化を実施することにより、各金融機関の経営に関する情報の的確な把握・分析等の効果が一層高まることを見込まれる。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 達成目標 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施</li> <li>・ 測定指標・評価の基準 オフサイト・モニタリングの効率化・分析の多様化の状況</li> </ul>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>システムの運用、及び新たな制度改正等に伴う徴求項目の変更等に対応するため、20 年度予算要求を行い、予算措置（228 百万円）された。</p>

政策の名称	貸金業統計システムの機能拡張
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（必要性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多重債務者問題の解決という今回の法改正の趣旨を踏まえ、貸金業の実態を把握することは、資金需要者等の保護にもつながるものである。</li> <li>・ 貸金業制度のあり方の検討は国が行うものであり、そのために必要な実態把握は国が直接行うべきものである。</li> <li>・ 改正貸金業法の本格施行は 19 年 12 月に予定されており、見直し後の業務報告書は 20 年 3 月末現在のものが提出されることとなっていることから、20 年度予算成立後速やかにシステム改良を行う必要がある。</li> </ul> <p><b>（効率性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限られた人員の中で、多くの貸金業者から提出された報告書（18 年 3 月末現在の報告書提出業者：9,066）の精査、集計を行うため、引き続き本システムを活用することは、事務運営上、適正な手段と考えられる。</li> <li>・ 本システムは今後継続的に活用されるものであり、仮に、本システムを改良せずに対応しようとする場合には、精査、集計に要する時間は膨大なものとなり、集計作業の遅延により的確な実態把握に支障を来すこととなる。</li> </ul>

	<p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本システムにより集計されたデータは、今般の貸金業制度の見直し（法改正）においても活用されており、また、今後の貸金業の実態把握及び貸金業制度のあり方の検討のため、必要不可欠なものである。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>達成目標 改正貸金業法施行後の貸金業の動向を的確に把握すること</li> <li>測定指標・評価の基準 貸金業の動向把握の効率化の状況</li> </ul>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>新たな制度改正等に伴う徴収項目の変更等に対応するため、20年度予算要求を行い、予算措置（7百万円）された。</p>

政策の名称	<p>公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築</p>
政策評価の結果の概要	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンピュータ・システムの開発により、短答式試験の年複数回化等を行った場合においても、迅速な試験結果の公表や、多角的なデータ分析による詳細な情報の提供が可能となることから、受験者等へのサービスの向上につながる。</li> <li>コンピュータ・システムの構築は、国家試験である公認会計士試験において、厳正かつ公正な試験の実施が求められるものであり、国が直接行うべきものである。</li> <li>公認会計士試験短答式試験実施の年複数回化等は、平成22年試験からの実施を検討していることから、システム全体の試行等を考慮すると、本事業の緊要性は極めて高いと考えられる。</li> </ul> <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>限られた人員により公認会計士試験に係る事務を効率的に行うために試験システムの追加機能を構築することは、事務運営上、適正な手段と考えられる。</li> <li>仮にコンピュータ・システムを構築せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと予想できるほか、情報処理の遅延に加えて、厳正かつ公正な実施の支障になると考えられる。</li> </ul> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年試験より、短答式試験が現行の年1回から年複数回に増加すれば、これまで以上に受験者数の増加が見込まれる。</li> <li>コンピュータ・システムの追加機能の開発により、受験者等へのサービスの向上及び事務効率の向上を図るために必要な情報処理が可能となる。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>達成目標 短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化</li> <li>測定指標・評価の基準 短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化の状況</li> </ul>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化を図るため、公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能を構築することとし、その必要な経費について、平成20年度予算要求を行い、予算措置（148百万円）された。</p>

表 3-2-② (規制の事前評価)

規制の新設又は改廃に係る 11 政策について評価を行い、その結果を平成 19 年 12 月 27 日、20 年 2 月 1 日及び 20 年 3 月 3 日に「規制の事前評価書」として公表。

政策の名称	<b>保険会社による信託契約と投資顧問契約等の締結の代理等を認める(信託契約の締結の代理等の解禁、投資顧問契約等の締結の代理等の解禁)</b>	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(現状・問題点)                      現状、保険会社の業務の範囲については、保険業法等において、(1) 固有業務(保険の引受け)、(2) 付随業務(固有業務に付随する業務)、(3) 法定他業(固有業務に付随するものではないが、保険会社が行うことが適切であると認められる業務)とに区分されており、また、(2) 及び (3) については、(1) の事業との間のリスク遮断や利益相反の防止等の観点から、保険会社本体が行うことのできる業務が具体的に規定されている。</p> <p>(1) 保険会社による信託サービスの提供について                      保険会社本体に係る信託業務の実施については、信託ニーズの高まり等を背景とした信託業の担い手の拡大を踏まえ、平成 16 年に保険会社の子会社による信託サービスの提供が可能となった。保険会社の企業年金関連業務は信託業務との関連性や親近性を有していると言えるが、現状、保険会社本体は、信託契約の締結の代理・代行などの方法によって信託サービスを提供することはできない。</p> <p>(2) 保険会社による投資顧問契約等に係るサービスの提供について                      投資顧問契約又は投資一任契約の代理・代行については、投資顧問業法上、第三者による投資顧問契約等の勧誘行為の代理・代行はできないと解されてきた。これは、投資顧問契約等は、投資信託等の金融商品の販売と異なり、投資顧問業者と契約をしようとする者が個別に契約者の投資意向等を確認し、その契約者のために投資助言又は資産運用を行う契約を締結するものである(いわばオーダーメイド型の資産運用契約)ことを踏まえ、第三者が投資顧問契約等の勧誘行為の代理・代行は認めるべきではないと考えられたためである。このため、現状、保険会社本体による投資顧問契約等に関する業務については、書面や報告書の授受の代行に限られている。</p> <p>一方、金融商品や金融取引の形態・取引主体の多様化の中で、前記の投資顧問業法が廃止され、金融商品取引法(平成 19 年 9 月 30 日施行)において投資顧問業者は規制されることとなり、保険会社等金融機関は、登録を受けることにより、「投資助言・代理業」を行うことができることとなった。この金融商品取引法の施行を踏まえ、銀行等についてはその付随業務として、「代理業」である投資顧問契約等の締結の代理又は媒介が追加されている。</p> <p>(規制の変更の必要性)                      今般、信託・投資顧問契約等に係るサービスの提供チャネルの拡大、利用者利便の向上を図るため、保険業法施行規則の一部を改正し、保険会社の付随業務に①信託契約の締結の代理・代行、及び②投資顧問契約等の締結の代理・代行の業務を追加するよう、規制の変更を行う。</p>	
想定される代替案	法令の名称・関連条項とその内容 保険業法施行規則第 51 条(保険会社本体が行うことのできる業務の代理又は事務の代行の内容を定める規定) 保険会社における付随業務として、信託契約、投資顧問契約等の締結を自ら行うこと。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託代理の認可</li> <li>・金融商品取引業者(投資助言・代理業)の登録</li> <li>・適切な代理業務を行うための態勢整備(内部管理態勢、研修態勢の整備を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託の認可</li> <li>・金融商品取引業者(投資助言・代理業)の登録</li> <li>・適切な信託・投資顧問業務を行うための態勢整備(内部管理態勢、研修態勢の整備を含む)</li> </ul>
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託代理の認可に対する受付・審査業務</li> <li>・金融商品取引業者(投資助言・代理)の登録に関する受付業務</li> <li>・検査・監督業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託の認可に対する受付・審査業務</li> <li>・金融商品取引業者(投資助言・代理)の登録に対する受付業務</li> <li>・検査・監督業務</li> </ul>



	(その他の社会的費用)	-	保険会社自らが信託業務・投資顧問契約等を締結し、これらの業務を行なった場合、保険業法が他業を禁止している趣旨に鑑み、保険契約者等に不測の損害を及ぼす可能性がある。
規制の便益	<b>便益の要素</b>	<b>代替案</b>	
	金融サービス利用者の信託・投資顧問サービスに対するアクセスが拡大し、金融サービス利用者の利便性向上に資する。	金融サービス利用者の信託・投資顧問サービスに対するアクセスが拡大し、金融サービス利用者の利便性向上に資する。	
	保険会社の多様な販売チャネルが効率的に活用される。	保険会社の多様な販売チャネルが効率的に活用される。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>○ 保険会社の信託業務の代理等について          保険会社が信託業務を行う代替案は、保険業法が他業を禁止している趣旨に鑑みると、保険会社の業務の健全性が損なわれ、当該保険会社の保険契約者等に不測の損害を及ぼす可能性がある。</p> <p>一方、保険会社が信託業務を締結する業務の代理又は事務の代行を行う場合には、このような損失発生の可能性は限定的である。したがって、当該代替案については、今後の保険会社の子会社による信託業務又は保険会社による信託業務の代理又は事務の代行の実施状況を確認の上、保険契約者保護等の観点から更に検討されるべきであり、今般は、本改正案を選択することが適当である。</p> <p>○ 投資顧問契約等の締結の代理等について          投資顧問契約等の締結業務を行う代替案は、利益相反による弊害が生じるなど、当該保険会社の保険契約者等に不測の損害を及ぼす可能性がある。</p> <p>この点については、金融審議会金融分科会第二部会「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日）において、投資助言業務は利益相反の防止等に留意しつつ銀行・保険会社本体の業務として位置付けることが適当であるとの報告があったところ。このため、銀行・保険会社本体の業務として投資助言業務を実施するには、利益相反の防止等に関する法制的検討を要することから、今般は、利益相反による弊害のおそれのない本改正案を選択することが適当である。</p>		
政策評価の結果の 政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、保険業法施行規則を改正した（平成20年3月） <a href="http://www.fsa.go.jp/news/19/hoken/20080331-7.html">http://www.fsa.go.jp/news/19/hoken/20080331-7.html</a> 。		

政策の名称	信託会社等の届出事項に、信託業法第34条第1項の規定に基づく業務及び財務の状況に関する説明書類の縦覧を開始した場合の届出を追加等する	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(現状・問題点) 現状、信託業法においては、利用者保護の観点から、信託会社等に対して、信託業法第34条第1項の規定に基づく業務及び財務の状況に関する説明書類（以下「ディスクロ誌」という。）の公衆縦覧を義務付けているが、当該公衆縦覧を開始した場合の届出及び添付書類として当該ディスクロ誌の提出は義務付けていない。また、新信託業法が施行されて3年を経過したところであるが、ディスクロ誌のWeb公表は各社に委ねられていることもあり、Web公表している信託会社はないことから、監督当局においては、ディスクロ誌の内容及び公衆縦覧義務の履行状況を的確に把握しがたい状況にある。</p> <p>(規制の変更の必要性) 現状、監督当局においては、ディスクロ誌の内容及び公衆縦覧義務の履行状況を的確に把握しがたい状況にあり、利用者保護の徹底の観点から、銀行等と同様に、ディスクロ誌の内容および公衆縦覧義務の履行状況を定期的に把握できる枠組みを整備することが適当である。このため、ディスクロ誌の縦覧を開始した場合の届出を追加するとともに、当該届出の添付書類として当該ディスクロ誌の提出を求める必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	信託業法施行規則第48条第1項、第51条の9第1項、第53条第4項、第63条第1項、別表第3、別表第4の2、別表第5、別表第8
想定される代替案	ディスクロ誌の縦覧を開始した場合の届出の追加のみを行い、当該届出の添付書類としてディスクロ誌の提出は求めない。	
規制の費用	<b>費用の要素</b>	
	(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局への届出のための事務コスト</li> </ul>
	(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局への届出のための事務コスト (ディスクロ誌の添付のためのコストを除く)</li> </ul>
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出に対する受付業務</li> <li>・検査・監督業務</li> </ul>	
規制の便益	<b>便益の要素</b>	
	監督当局において、ディスクロ誌の内容及び公衆縦覧義務の履行状況を的確に把握することが可能となり、より利用者保護に資することとなる。	監督当局において、公衆縦覧義務の履行状況を把握することが可能となり、利用者保護に資することとなる。
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	ディスクロ誌の縦覧を開始した場合の届出の追加のみを行い、当該届出の添付書類としてディスクロ誌の提出は求めない代替案は、監督当局において、ディスクロ誌の内容を的確に把握することが不可能となり、本改正案に比べ利用者保護のための対応が不十分となる可能性がある。 従って、今般は、本改正案を選択することが適当である。	
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、信託業法施行規則を改正した（平成20年3月）。 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080331-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080331-3.html</a>	

政策の名称	いわゆるプロ向け市場の創設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】  現在、一般投資家が直接参加する市場においては、法定の情報開示等による厳格な投資者保護の枠組みが設けられている。  今回、金融商品取引法等を改正し、市場参加者をプロ（特定投資家等）に限定した自由度の高い取引の場を設け、このような取引の場のみを上場される「特定投資家向け有価証券」等について、特定投資家等以外の者への転売制限等を要件とした法定開示規制の免除等の制度整備を行う。</p> <p>【目的及び必要性】  海外企業や国内の新興企業等の我が国における資金調達を拡大し、プロ投資者に、投資運用先として新たな収益機会を与えることによって、我が国金融・資本市場の魅力を高めるとともに、プロ投資者間の競争を通じた金融イノベーションの促進を図る等の観点から、市場参加者をプロに限定した自由度の高い取引の場を設けるための制度整備が必要である。</p>	
	法令の名称・関連条項	金融商品取引法第2条、第4条、第23条の13、第27条の31～第27条の35、第33条、第40条の4、第40条の5、第60条の6、第66条の14の2、第67条、第67条の12、第85条、第87条の2、第117条の2、第166条、第172条の9～第172条の11、第197条、第197条の2、第200条、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条、第13条
想定される代替案	市場参加者を主としてプロ（特定投資家等）を対象とした自由度の高い取引の場を設け、このような取引の場のみを上場される「特定投資家向け有価証券」等について、法定開示規制の免除等の制度整備を行う。その際、一般投資家にも転売が可能となる制度とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	プロ投資家のみを相手方とする有価証券の取得勧誘・売付け勧誘等に係る有価証券の発行者や、プロ向け市場の上場有価証券の発行者において、法定開示書類を作成・提出する費用に代えて、金融商品取引所の定める様式・基準等に従った情報の提供又は公表を行う費用が発生する。	(本案と同様)
(行政費用)	プロ向け市場において提供又は公表される情報の虚偽等に係る調査等の費用が発生する。	(本案と同様)
(その他の社会的費用)	特になし。	法定開示を免除されたプロ向け市場の上場有価証券等がプロ投資家以外にも転売される可能性があり、情報収集能力・分析能力が十分に備わっていない一般投資家の保護が損なわれるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	海外企業や国内新興企業等が、より円滑に長期資金の調達を行うことが可能となる。	(本案と同様)
	プロ投資家が、投資運用先として新たな収益機会を得ることが可能となるとともに、プロ投資家間の競争促進による我が国の金融イノベーションの促進が期待される。	(本案と同様)
	一般投資家が、プロ投資家の専門的な資産運用の利益を享受することが可能となる。	一般投資家が、法定開示を免除されたプロ向け市場の上場有価証券等を取り扱うことが可能となる。

政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)	上記のように、本案と代替案とで便益はほぼ同一と予測される一方、代替案の社会的費用は本案を上回ると考えられることから、本案による改正が適当である。
政策評価の結果の 政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を平成 20 年 3 月に国会に提出した。

政策の名称	銀行・証券・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】  現在、利益相反による弊害や銀行の優越的地位の濫用等を防止する観点から、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制等の弊害防止措置が設けられている。</p> <p>今回、金融商品取引法を改正し、金融商品取引業者・銀行等・保険会社について利益相反管理体制の整備を義務付けるとともに、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃する。</p> <p>【目的及び必要性】  現行の規制については、目的に照らして過大な規制となっているのではないかとの指摘や、金融のグループ化等が進展する中で、金融グループとしての総合的サービスの提供や統合的リスク管理の障害となっているとして、その緩和を求める指摘がある。このような要請に応える観点から、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃する一方で、金融グループにおける利益相反による弊害防止等の一層の実効性向上を図る必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項	金融商品取引法第31条の4、第36条；農業協同組合法第11条の5の2、第11条の12の2 水産業協同組合法第11条の13、第15条の9の2；中小企業等協同組合法第58条の5の2 協同組合による金融事業に関する法律第6条；信用金庫法第89条；長期信用銀行法第17条 労働金庫法第94条；銀行法第13条の3の2、第52条の21の2 保険業法第8条、第102条の2の2、第193条の2、第271条の21の2 農林中央金庫法第59条の2の2；株式会社商工組合中央金庫法第28条の2
想定される代替案	金融商品取引業者・銀行等・保険会社における利益相反管理体制については、法的に義務付けず自主的な取組みに委ね、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役等が、その親銀行等、子銀行等の役職員を兼職した場合に、国に対して届出を行う費用が発生する。 法令上義務付けることとなるため、適切な利益相反管理体制の整備と、その適切な運用に伴う費用が発生する。	(本案と同様)
(行政費用)	役職員の兼職に伴う届出書の受理に係る費用が発生する。 利益相反管理のための体制整備の状況についての検査・監督業務に伴う費用等が発生する。	(本案と同様)
(その他の社会的費用)	特になし。	金融機関において、事前に適切な利益相反管理体制が構築されないおそれがあり、その結果、顧客の利益が不当に害される取引が発生する等利用者保護に支障が生ずるなどの社会的費用が発生するおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃することとなれば、金融グループとしての総合的なサービスの提供や統合的リスク管理を可能とし、金融機関の競争力強化につながり、ひいては、我が国金融・資本市場の競争力強化につながるものと考えられる。	(本案と同様)

	<p>法令で義務付けられる利益相反管理体制が構築され、また、適切に運用されているかをモニタリングすることによって、金融機関等の自主的な規律を補完することにより、顧客、投資家が安心して金融機関等と取引を行うことが可能となる。</p>	
<p><b>政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)</b></p>	<p>本案、代替案のいずれにおいても、役職員の兼職規制を撤廃することにより、一層効率的に金融グループとしての総合的サービスの提供や統合的リスク管理を行うことが可能となる。</p> <p>しかしながら、代替案については、法令で利益相反管理体制の整備が義務付けられないために、利益相反による弊害により利用者保護に欠けるおそれが高まる等の社会的費用は大きい一方、本案については、社会的費用が発生しないことに加え、顧客、投資家が安心して金融機関等と取引を行うことが可能であることを踏まえ、本案による改正が適切と考えられる。</p>	
<p><b>政策評価の結果の 政策への反映状況</b></p>	<p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を平成 20 年 3 月に国会に提出した。</p>	

政策の名称	金融商品取引所による金融商品類似市場の開設の解禁	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】          現行の金融商品取引法において、金融商品取引所の業務範囲は、取引所金融商品取引市場の開設及びこれに附帯する業務に制限されている。          今回、金融商品取引法を改正し、金融商品取引所は、認可を受けた場合には、本業の遂行を妨げない限度において、排出権に係る取引その他の金融商品の取引に類似する取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができることとする。</p> <p>【目的及び必要性】          諸外国では、排出量等について、取引所における取引が開始されている状況にあり、今後、我が国においても、排出量取引等の金融取引に類した性質を持つ取引が活発化することが考えられる。よって、我が国取引所の競争力を強化するとともに、利用者の利便向上を図る観点から、公益又は投資者保護上問題のない枠組みで、金融商品取引所による金融商品類似市場の開設を解禁することが必要である。</p>	
	法令の名称・関連条項	金融商品取引法 第 87 条の 2、第 87 条の 2 の 2
想定される代替案	金融商品取引所は、届出を行った場合には、排出権に係る取引その他の金融商品の取引に類似する取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができることとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。	内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生する。
(行政費用)	金融商品類似市場を開設しようとする金融商品取引所に対する内閣総理大臣の認可に係る受付及び審査業務に伴う費用が発生する。 取引所金融商品市場の業務遂行を妨げていないか否かについて、検査、監督する費用が発生する。	金融商品類似市場を開設しようとする金融商品取引所に対する内閣総理大臣への届出に係る受付業務に伴う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特になし。	金融商品類似市場の開設により、取引所金融商品市場の業務の遂行に影響がないことを事前に確認することができないため、当該業務に支障が生じ、結果として利用者の利益が害されるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	金融商品取引所が金融商品及び金融商品に類似した権利等について幅広く取り扱うことが可能となり、我が国取引所の競争力強化及び利用者利便の向上に資すると考える。	(本案と同様)
	金融商品類似市場の開設について認可制とすることで、金融商品市場の健全かつ適切な運営に支障が生じることを事前に防止する効果が期待される。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	金融商品類似市場の開設を解禁することによる我が国取引所の競争力の強化は、本案、代替案のいずれにおいても達成できるものと考えられる。 しかしながら、代替案による場合、金融商品市場の健全かつ適切な運営を阻害するおそれという大きな社会的費用が伴うことから、本案による改正が適当である。	
政策評価の結果の 政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を平成 20 年 3 月に国会に提出した。	

政策の名称	投資信託の多様化	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】  現在、現物設定・現物交換型の投資信託の運用対象は、株式に限定されている。また、投資運用業者によって、商品投資運用を行う上場投資信託が組成される場合、投資信託法等に基づく規制に加え、商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく規制が重疊的に課されることとなる。</p> <p>今回、投資法人及び投資法人に関する法律等を改正し、現物交換型の商品設計を可能とするとともに、投資運用業者が投資信託又は投資法人スキームにより商品投資運用を行う場合において、商品ファンド法における規制を適用除外とする。</p> <p>【目的及び必要性】  取引所を巡る国際的な状況をみると、我が国取引所においても、諸外国の取引所と同様に総合的で幅広い品揃えを可能とする制度整備等を行い、取引所の競争力を強化するとともに、商品の多様化によって投資者の利便性向上を図る必要がある。また、重疊的に課されている規制の適用関係を整理し、効率的な投資運用を可能とする必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項	金融商品取引法 第35条 投資信託及び投資法人に関する法律 第8条 商品投資に係る事業の規制に関する法律 第33条、第40条
想定される代替案	現物交換型の商品設計を可能とするとともに、投資運用業者が商品投資運用を行う場合において、商品ファンド法における規制を適用除外とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	投資信託又は投資法人スキームにより投資運用業者が投資判断の一任を受けて商品投資運用を行う場合、商品投資顧問業者に投資判断を一任しなければならない費用、商品ファンド法に基づく主務大臣の許可を受けなければならない費用が削減されることとなるとともに、商品ファンド法に基づく商品投資による運用に関する行為規制が適用除外となり、投資運用業者に必要となる費用は削減されることとなる。 一方、投資信託又は投資法人スキーム以外のスキームにより投資運用業者が商品投資運用を行う場合、遵守費用は、現行と同様となる。	投資信託又は投資法人スキームであるか否かにかかわらず、投資運用業者が投資判断の一任を受けて商品投資運用を行う場合、商品投資顧問業者に投資判断を一任しなければならない費用、商品ファンド法に基づく主務大臣の許可を受けなければならない費用が削減されることとなるとともに、商品ファンド法に基づく商品投資による運用に関する行為規制が適用除外となり、投資運用業者に必要となる費用は削減されることとなる。
(行政費用)	投資信託又は投資法人スキームにより投資運用業者が商品投資により運用を行う場合、商品ファンド法に基づく許可申請に伴う審査に要する費用が削減されるとともに、商品ファンド法に基づく検査、監督費用も削減される。 一方、投資信託又は投資法人スキーム以外のスキームにより投資運用業者が商品投資により運用を行う場合、行政費用は、現行と同様となる。	投資信託又は投資法人スキームであるか否かにかかわらず、商品ファンド法に基づく許可申請に伴う審査に要する費用が削減されるとともに、商品ファンド法に基づく検査、監督費用も削減される。
(その他の社会的費用)	特になし。	投資信託又は投資法人スキーム以外のスキームにより投資運用業者が商品投資により運用を行う場合、投資運用業者の商品投資に係る運用体制の適切性を予め確認することができず、また、適用される行為規制、行政手段が限定的であるため、投資者保護に支障が生じるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合



	<p>投資信託又は投資法人スキームにより投資運用業者が商品投資運用を行う場合には、規制の適用関係が整理されることによって、効率的な投資運用を行うことが可能となり、運用コストの低下等を通じて利用者利便の向上にも資すると考えられる。</p>	<p>(本案と同様)</p>
	<p>投資信託又は投資法人スキームにより投資運用業者が商品投資運用を行う場合には、現行の投資信託法の枠組みの下で国に対してあらかじめ申請して承認を得ることが必要となり、商品投資に係る事業の適正な運営を確保するため、主務大臣の意見聴取も行われることから、投資者保護が適切に図られると考える。</p>	<p>(本案と同様)</p>
	<p>投資信託又は投資法人スキーム以外のスキームにより投資運用業者が商品投資運用を行う場合には、現行同様の規制が維持されるため、特段の便益は生じない。</p>	<p>投資信託又は投資法人スキーム以外のスキームにより投資運用業者が商品投資運用を行う場合には、投資信託又は投資法人スキームによって行う場合に比して、課される規制が少なくなり、より自由度をもって商品投資運用を行うことが可能となる。</p>
<p><b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b></p>	<p>投資信託又は投資法人スキームにより投資運用業者が商品投資運用を行う場合には、本案、代替案のいずれにおいても、便益、費用ともに同様と考えられる。</p> <p>一方、投資信託又は投資法人スキーム以外のスキームにより投資運用業者が商品投資運用を行う場合については、より自由度をもって商品投資運用を行うことが可能となる代替案が、便益及び遵守費用・行政費用の削減の面において、本案を上回ると考える。</p> <p>しかしながら、代替案によれば、商品投資に係る運用体制の整備が不十分な投資運用業者が商品投資運用を行うことが可能となり、また、商品投資運用の適正な運営を確保するための行為規制、行政手段も限定的であることに伴う社会的費用の発生を看過しがたく、投資者保護を図る上で不十分と考える。</p> <p>したがって、重畳的な規制を除外し、効率的な運用を可能とするとともに、投資者保護も図る観点からは、本案による改正が適当と考える。</p>	
<p><b>政策評価の結果の 政策への反映状況</b></p>	<p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を平成 20 年 3 月に国会に提出した。</p>	

政策の名称	外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入													
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】          現行の銀行法において、外国銀行在日支店や外資系邦銀が、日本国内の顧客に対し、母体である外国銀行の海外ブック取引の勧誘を行うこと、及び邦銀が、日本国内の顧客に対し、海外現地法人の海外ブック取引の勧誘を行うことは認められていない。</p> <p>今回、銀行法等を改正し、銀行等は、当該銀行等の子銀行等の当該銀行グループ内の外国銀行の業務の代理又は媒介（外国銀行代理業務）を営むことができることとし、外国銀行代理業務を営もうとするときは、所属外国銀行ごとに、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。ただし、当該銀行等の子会社等である外国銀行を所属外国銀行とするときは、内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。</p> <p>【目的及び必要性】          国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供や我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねない状況を是正し、顧客利便の向上等を図る。そのため、マネーロンダリング等の不適正な取引を防止する観点にも留意しつつ、顧客の利益の保護、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じた上で、外国銀行代理業務を新たに銀行等の業務範囲として認めることが必要である。</p>													
	法令の名称・関連条項	銀行法第10条、第47条、第7章の2 長期信用銀行法第6条、第6条の3、第17条、第17条の2 信用金庫法第54条、第5章の2、第89条 農林中央金庫法第54条、第4章の2												
想定される代替案	所属外国銀行が、銀行等の子会社等である外国銀行であるか否かを問わず、一律の「届出制」によって外国銀行代理業務を解禁する。													
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="209 1016 416 1066"></th> <th data-bbox="416 1016 930 1066">費用の要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="209 1066 416 1133">(遵守費用)</td> <td data-bbox="416 1066 930 1133">内閣総理大臣の認可・届出に伴う費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1133 416 1330">(行政費用)</td> <td data-bbox="416 1133 930 1330">内閣総理大臣の認可・届出に伴う費用及び外国銀行代理業務に対する監督・検査費用が発生する。 委託元の外国銀行が（一定の資本関係があり）限定されるため効率的な監督が期待できる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1330 416 1458">(その他の社会的費用)</td> <td data-bbox="416 1330 930 1458">委託元外国銀行が限定されることから効率的な監督が期待できる。</td> </tr> </tbody> </table>		費用の要素	(遵守費用)	内閣総理大臣の認可・届出に伴う費用が発生する。	(行政費用)	内閣総理大臣の認可・届出に伴う費用及び外国銀行代理業務に対する監督・検査費用が発生する。 委託元の外国銀行が（一定の資本関係があり）限定されるため効率的な監督が期待できる。	(その他の社会的費用)	委託元外国銀行が限定されることから効率的な監督が期待できる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="930 1016 1410 1066">代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="930 1066 1410 1133">内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生する（認可の場合に比べ軽減）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 1133 1410 1330">届出に伴う費用及び外国銀行代理業務に対する監督・検査に伴う費用が発生する。 本案に比べ監督対象が拡がり、費用が増大するものと考えられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 1330 1410 1458">あらかじめ業務・財産状況が不健全な外国銀行の参入を排除することができず、利用者保護に支障が生ずるおそれがある。</td> </tr> </tbody> </table>	代替案の場合	内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生する（認可の場合に比べ軽減）。	届出に伴う費用及び外国銀行代理業務に対する監督・検査に伴う費用が発生する。 本案に比べ監督対象が拡がり、費用が増大するものと考えられる。	あらかじめ業務・財産状況が不健全な外国銀行の参入を排除することができず、利用者保護に支障が生ずるおそれがある。
	費用の要素													
(遵守費用)	内閣総理大臣の認可・届出に伴う費用が発生する。													
(行政費用)	内閣総理大臣の認可・届出に伴う費用及び外国銀行代理業務に対する監督・検査費用が発生する。 委託元の外国銀行が（一定の資本関係があり）限定されるため効率的な監督が期待できる。													
(その他の社会的費用)	委託元外国銀行が限定されることから効率的な監督が期待できる。													
代替案の場合														
内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生する（認可の場合に比べ軽減）。														
届出に伴う費用及び外国銀行代理業務に対する監督・検査に伴う費用が発生する。 本案に比べ監督対象が拡がり、費用が増大するものと考えられる。														
あらかじめ業務・財産状況が不健全な外国銀行の参入を排除することができず、利用者保護に支障が生ずるおそれがある。														
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1458 930 1507">便益の要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1507 930 1671">国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供が可能となるとともに、我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を不必要に阻害しないこととなる。</td> </tr> </tbody> </table>	便益の要素	国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供が可能となるとともに、我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を不必要に阻害しないこととなる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="930 1458 1410 1507">代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="930 1507 1410 1671">受託者である銀行（邦銀）や外国銀行の在日支店は、子会社等の資本関係のない外国銀行の業務の代理・媒介を行うことができる。</td> </tr> </tbody> </table>	代替案の場合	受託者である銀行（邦銀）や外国銀行の在日支店は、子会社等の資本関係のない外国銀行の業務の代理・媒介を行うことができる。								
便益の要素														
国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供が可能となるとともに、我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を不必要に阻害しないこととなる。														
代替案の場合														
受託者である銀行（邦銀）や外国銀行の在日支店は、子会社等の資本関係のない外国銀行の業務の代理・媒介を行うことができる。														
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	本案、代替案のいずれにおいても、我が国金融・資本市場への外国銀行の参入が容易となる。 ただし、代替案においては、業務・財産状況が不健全な外国銀行の参入を排除することができず、利用者保護の観点から、本案を選択することが適当と考えられる。													
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を平成20年3月に国会に提出した。													

政策の名称	銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社の本体に対する投資助言業務の解禁	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】  現在、銀行等及び保険会社本体の業務の範囲については、行い得る業務が限定列挙されているが、投資助言業務は含まれていない。一方、金融商品取引法においては、投資助言業務を登録金融機関の業務として認めている。  今回、銀行法等及び保険業法を改正し、銀行等及び保険会社本体に、固有業務の遂行を妨げない限度において、投資助言業務を本体で行うことを認める。</p> <p>【目的及び必要性】  銀行等及び保険会社は、本体で投資に関する情報やノウハウを蓄積しており、顧客に対して投資助言を行うことができる能力を有している。しかしながら、業法の規制により、これらのサービスは、別途設立した子会社を通じてしかできなくなっている。  顧客利便性の向上等の観点から、本体の業務（他業証券業務等）として投資助言業務を追加する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項	銀行法第 11 条、長期信用銀行法第 6 条、信用金庫法第 53 条、第 54 条、中小企業等協同組合法第 9 条の 8、第 9 条の 9、労働金庫法第 58 条、第 58 条の 2、農業協同組合法第 10 条、水産業協同組合法第 11 条、第 87 条、第 93 条、第 97 条、農林中央金庫法第 54 条、株式会社商工組合中央金庫法第 21 条、保険業法第 99 条
想定される代替案	投資助言業務を銀行等及び保険会社本体の固有業務と同等の業務と位置付ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	投資助言業務を健全かつ適切に行うための体制の整備に係る費用が発生する。	(本案と同様)
(行政費用)	銀行等及び保険会社が投資助言業務を健全かつ適切に行うための体制に対する検査・監督に係る費用が発生する。	(本案と同様)
(その他の社会的費用)	特になし。	本案では「固有業務の遂行を妨げない限度において」投資助言業務を認めることとしているが、それを超えて投資助言業務を認める代替案においては、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念も生じ得る。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	顧客の資産運用サービスへのアクセスが容易になり、顧客利便性の向上が期待される。	(本案と同様)
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案、代替案のいずれにおいても、同様の便益が得られる。他方、費用をみると、代替案の場合、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念が生じ得る。従って、本改正案を選択することが適当であると考えられる。	
政策評価の結果の 政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を平成 20 年 3 月に国会に提出した。	

政策の名称	銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社に対する排出量の現物取引等の解禁	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】  現在、銀行等及び保険会社の排出量取引については、デリバティブ取引が認められているものの、現物取引は認められていない。  今回、銀行法等及び保険業法を改正し、銀行等及び保険会社に、固有業務の遂行を妨げない限度において、排出量の現物取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を行うことを認める。</p> <p>【目的及び必要性】  排出量取引はわが国に課せられた温室効果ガス削減目標達成のため有用な手段の1つであることから、今後わが国においても拡大する可能性がある。また、銀行等及び保険会社が排出量の現物取引に参加できないことが、わが国における排出量取引の活性化の阻害要因になる可能性がある。  わが国における排出量取引の活性化の観点から、銀行等及び保険会社本体の他業証券業務として排出量の現物取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を追加することが必要である。</p>	
	法令の名称・関連条項	銀行法第11条、長期信用銀行法第6条、信用金庫法第53条、第54条、中小企業等協同組合法第9条の8、第9条の9、労働金庫法第58条、第58条の2、農業協同組合法第10条、農林中央金庫法第54条、株式会社商工組合中央金庫法第21条、保険業法第99条
想定される代替案	排出量の現物取引等を銀行等及び保険会社の固有業務と同等の業務と位置付ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	業務を適切に行うための体制（内部管理体制、研修体制等）の整備に係る費用が新たに発生する。	(本案と同様)
(行政費用)	業務を適切に行うための体制（内部管理体制、研修体制等）に対する検査・監督に係る費用が新たに発生する	(本案と同様)
(その他の社会的費用)	特になし。	本案では「固有業務の遂行を妨げない限度において」排出量の現物取引等を認めることとしているが、それを超えて排出量の現物取引等を認める代替案においては、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念も生じ得る。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	銀行等及び保険会社の参加により取引自体の厚みが増すことに加え、銀行等及び保険会社の顧客の排出量取引へのアクセスが容易になるため、わが国における排出量取引の活性化が期待される。また、銀行等及び保険会社の収益機会が増加することが期待される。	(本案と同様)
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	本案、代替案のいずれにおいても、同様の便益が得られる。他方、費用をみると、代替案の場合、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念も生じ得る。従って、本改正案を選択することが適当であると考えられる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を平成20年3月に国会に提出した。	

政策の名称	銀行等に対する議決権保有制限の緩和	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【内容】</b>  現行の銀行法では、銀行グループによる一般事業会社の議決権のある株式等への投資について、上限規制（銀行本体とその子会社の合算で5%以下、銀行持株会社とその子会社の合算で15%以下）が課されているが、イ）銀行又は銀行持株会社のベンチャーキャピタル子会社が保有するベンチャービジネス会社の議決権、ロ）銀行グループが経営改善のための計画に基づくデット・エクイティ・スワップにより保有した議決権等が、一定の要件の下、議決権保有制限の例外とされている。  今回、銀行法等を改正し、ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置を拡充する。</p> <p><b>【目的及び必要性】</b>  企業再生等の局面においては、銀行グループによるデット及びエクイティを含む総合的な企業ファイナンスが求められる。地域密着型金融の一層の推進等の観点から、相応の政策的合理性が認められるものについて制度的な手当てを行うことが適当である。</p>	
	法令の名称・関連条項	銀行法第16条の2、第16条の3、第52条の23、第52条の24；長期信用銀行法第13条の2、第16条の4 信用金庫法第54条の21～第54条の24；協同組合による金融事業に関する法律第4条の2～第4条の5 労働金庫法第58条の3～第58条の6；農業協同組合法第11条の47～第11条の50 水産業協同組合法第87条の3、第87条の4；農林中央金庫法第72条、第73条 株式会社商工組合中央金庫法第39条、第40条；保険業法第106条、第107条、第271条の2
想定される代替案	ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野にかかわらず、銀行グループ等によるマーチャント・バンキング業務（投資家への販売又は自己の資産運用のために一般事業会社の株式等を保有すること。）に係る議決権保有については、議決権保有制限規制の例外とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	銀行又は銀行持株会社において、上限規制を超えて国内の会社の議決権を保有したときの当局への届出に伴う費用が発生する。	(本案と同様)
(行政費用)	銀行又は銀行持株会社からの届出に係る受付業務に伴う費用等が発生する。	届出の対象となる会社の範囲が広がるため、本案に比べ行政費用が増大するものと考えられる。
(その他の社会的費用)	特になし。	他業禁止の趣旨の逸脱による銀行経営の健全性の毀損や銀行グループ等による産業支配等の懸念がある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	銀行グループ等による資金供給機能が強化され、企業は、銀行グループからデットとエクイティを合わせた総合的なファイナンスを受けることが可能となる。 また、銀行グループの収益機会の拡大につながる。	本案より広範な企業が対象となり得ることから、社会全体のエクイティ供給を増加させることが可能になる。
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	<p>本案、代替案ともに、企業に対する総合的なファイナンスの提供という便益が生ずる。</p> <p>一方、代替案による場合には、銀行の経営の健全性の毀損や銀行グループ等による産業支配等の懸念がある。</p> <p>議決権保有制限の更なる緩和については、引き続き検討していく必要があるものの、現時点においては、本案を選択することが適当と考えられる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を平成20年3月に国会に提出した。	

政策の名称	銀行持株会社の子会社であって銀行以外のものが特定の業務を行う場合における認可制の導入		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】</p> <p>現在、銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、銀行に対する他業禁止の趣旨及び組織形態に歪みを与えない観点等から、法令で同一内容に制限されている。また、全ての銀行グループに対して一律の規制となっている。</p> <p>今回、銀行法等を改正し、リスク管理等に優れた銀行グループの銀行兄弟会社に対して商品現物取引等の業務を解禁する枠組み（認可制）を導入する。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>近年においては、金融サービスの高度化、多様化、国境を超えた金融グループの業務展開の一層の進展が見られる中、金融グループには、多様で質の高いサービスを提供していくことが期待される。そのため、銀行グループの業務範囲規制について、可能な限り柔軟に対応していく枠組みを確保していくことが必要。</p>		
	法令の名称・関連条項	銀行法第 52 条の 23 の 2 ; 長期信用銀行法第 16 条の 4 の 2	
想定される代替案	銀行持株会社は、届出を行った場合には、銀行の兄弟会社において、商品現物取引等の子会社業務範囲以外の業務を行うことができることとする。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。	内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生する（認可の場合に比べ軽減）。
	(行政費用)	内閣総理大臣の認可に係る受付及び審査業務に伴う費用及び検査・監督に伴う費用が発生する。	内閣総理大臣への届出に係る受付業務に伴う費用及び検査・監督に伴う費用が発生する。経営管理・リスク管理の状況等を事前に確認できないため、検査・監督に係る費用は、本案に比べて大幅に増加するものと考えられる。
	(その他の社会的費用)	特になし。	銀行持株会社の経営管理・リスク管理の状況等を事前に確認することができないため、銀行グループの財務の健全性に支障が生ずるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	金融サービスの高度化、多様化、国境を超えた金融グループの業務展開の一層の進展が見られる中、自ら創意工夫を凝らしながら、多様で質の高いサービスを提供していくことが可能となる。	(本案と同様)	
	銀行持株会社の経営管理・リスク管理等について認可することで、銀行グループ経営の健全かつ適切な運営を確保しうる。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本案、代替案ともに、銀行グループによる多様で質の高いサービスの提供が期待できる。</p> <p>しかし、代替案では、銀行グループの経営管理・リスク管理の状況等を事前に確認できないため、銀行グループの財務の健全性に支障が生ずるおそれがある。このため、本案の採用が現実的かつ適切な方策として適当と考えられる。</p>		
政策評価の結果の 政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を平成 20 年 3 月に国会に提出した。		

### 表 3-2-③ (事後事業評価)

事業評価方式を用いて、「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 19 年度に効果が発現する事業のうち、次の 3 事業を対象として評価を実施し、その結果を 19 年 8 月 30 日に「平成 19 年度事後事業評価書」として公表。

政策の名称	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(達成目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公認会計士試験の受験者に対する成績通知率の向上（目標 60%）</li> <li>・ インターネットを経由した情報提供サービスへのアクセス件数の増加（目標 5 万件）</li> </ul> <p>(具体的成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公認会計士試験の受験者に対する成績通知率：18 年試験 100%</li> <li>・ インターネットを経由した情報提供サービスへのアクセス件数の増加：18 年度 175,999 件</li> </ul> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家試験である公認会計士試験は、厳正かつ公正な実施が求められることから、国が直接行うべき業務であり、本システムの開発により、迅速な試験結果の公表や、多角的なデータ分析による詳細な情報の提供が可能となることから、受験者等へのサービスの向上につながるものと考えられる。</li> <li>・ 18 年 1 月から新制度による試験が実施されることとなっていたため、本システムの開発の緊要性は極めて高いものであった。</li> </ul> <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新公認会計士試験への移行に伴い、試験免除の複雑化や受験者数の増加により、業務量も増大したが、本システムでは、免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等を開発したことにより、新試験制度に対応した試験事務を迅速に行うことが可能となり、事務の効率化が図られた。</li> </ul> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等のほか、成績通知に係る機能を開発したことにより、受験者等へのサービスの向上及び事務効率の向上を図るために必要な情報処理が可能となった。</li> </ul> <p>(総括)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本システムの構築については、事業の目標、目的の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</li> </ul>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>平成 19 年度のインターネットを経由した情報提供サービスへのアクセス件数は 210,531 件となり、18 年度の 175,999 件からさらに増加した。</p> <p>なお、短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化を図るため、20 年度において、公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能の開発を行うこととした。</p>

政策の名称	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(達成目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること</li> </ul> <p>(具体的成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券会社を対象に新システムへの移行に着手し、18 年 10 月に利用を開始したことにより、オンラインでのデータ徴求が可能になったことに加え、様式の変更・追加などの機能追加が柔軟に行えるようになった。</li> <li>・ 16 年 10 月より新システムで利用開始している預金取扱金融機関について、制度の見直しに対応した徴求項目の追加・変更等を行ったことにより、効果的なオフサイト・モニタリングの実施が可能となった。</li> </ul> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピュータ・システムの機能強化は、国の責務と位置付けられる金融機関等の監督業務において重要な役割を果たすオフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものであり、国が直接行うべきものである。</li> <li>・ 監督部局の限られた人員により、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで効率的に行うことが不可欠である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらに効果的なオフサイト・モニタリングを実施するためには、新たな制度改正等金融機関をとりまく状況の変化に対応した機能強化を早急に行う必要があった。 (効率性)</li> <li>全ての預金取扱金融機関と証券会社がオンライン報告に移行したことにより、即時でのデータの形式的なエラーチェックが可能になるなど、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。 (有効性)</li> <li>新システムは、新たな制度改正等の行政課題への対応を想定し、徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加に柔軟な対応ができるシステムとなっている。</li> <li>データを暗号化し、オンラインでデータ徴求を行うことが可能であるため、情報管理面においても安全性が向上している。 (総括)</li> <li>今後とも、金融機関をとりまく状況の変化を踏まえ、システムの更なる機能強化等の検討が必要である。</li> </ul>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>引き続きシステムの更なる機能強化等を検討し、以下の措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年 10 月 制度改正に伴う分析機能の修正</li> <li>平成 20 年 3 月 徴求項目の追加・変更等に伴うシステムの変更開発</li> </ul>

政策の名称	I Tキャラバン
政策評価の結果の概要	<p>(達成目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I Tキャラバンの参加者に対してアンケート調査を実施し、「キャラバンにおいて提供された情報の有用性に関する項目」について、7割以上の回答者から肯定的な回答を得ること</li> </ul> <p>(具体的成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域銀行・協同組織金融機関の経営陣を主な対象とし、I T活用について認識を深める機会を設けることを目的とする「金融機関におけるI Tの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」を全国5か所(福岡、仙台、東京、大阪、広島)で実施した(平成19年1月～3月)。</li> <li>その際に実施したアンケート調査によれば、「本シンポジウム全体の印象について」との質問に対し、福岡97%、仙台96%、東京83%、大阪87%、広島91%(全体90%)の回答者が「有意義であった」、「どちらかといえば有意義であった」と回答しており、所定の目標を達成した。</li> </ul> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット等の新たなチャネルを通じて金融機関が便利なアクセスを利用者に提供することなどにより、17・18年度の金融行政の指針である「金融改革プログラム」において、「将来の望ましい金融システム」として示された「利用者の満足度の高い金融システム」の実現に資するものである。</li> <li>我が国金融機関のI T投資が国際的に見て遅れ、I Tコストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状において、I Tの戦略的な活用により、利用者の利便性の向上や、事務コストの低減等を通じた収益性の向上が図られるようにするため、金融機関の経営陣を対象とし、I Tの戦略的活用の意義や具体的方法に関する認識を深める機会を設ける必要があった。</li> </ul> <p>(効率性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は全国的に出来る限り幅広く実施する必要があるため、その際、地域金融機関と日々コンタクトのある全国の財務局を活用したことは、手段として適正であった。</li> <li>人員・費用が限られている中、全国5か所においてシンポジウムを開催するに当たり、ノウハウを有する外部業者に会場設営、進行等の業務を委託したことは、事業を実施する上で有効であった。</li> <li>シンポジウムの参加者にアンケートを行った結果、総回答者の90%の方から、提供された情報の有用性について肯定的な回答を得ていることを踏まえれば、金融機関が自らの経営判断の下、I Tを戦略的に活用していく上で有意義な情報提供を行うことができた、さらには、利用者ニーズに即した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されることに寄与したと考えられる。</li> </ul> <p>(総括)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関においてI Tの戦略的活用により利用者利便や収益性の向上が図られるよう、全国的に幅広く情報提供等を行う等、金融機関によるI Tの戦略的活用のより一層の浸透を図るための施策を継続していく必要がある。</li> </ul>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>金融機関向けにI T活用や情報セキュリティに関する意識の向上を図るため、(財)金融情報システムセンター(FISC)やマスコミとの連携を通じて情報提供を行った。引き続き、関係機関等と連携を図りながら必要な情報を提供していく。</p>



表 3-2-④ (実績評価)

実績評価方式を用いて、「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、26 政策についての目標等を対象として評価を実施し、その結果を平成 19 年 8 月 30 日に「平成 18 年度実績評価書」として公表。

施策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施																								
<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。そこで、監督態勢の強化、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等のオフサイト・モニタリングの実施、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用等を図ることとする。</p>																								
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>総合的評価)</b> 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b> 金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、金融機関の各種リスクの状況等についてのモニタリングが必要である。 また、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたリスク管理に関するルールの整備、我が国の金融を巡るコングロマリット化への対応、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を行うことが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b> 検査・監督連携会議を開催し、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、効率的なモニタリングを実施することが必要である。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが必要である。 さらに、金融機関のリスク管理実務等の発展を踏まえ、今後とも、必要に応じ国内実施ルールの見直しやQ&amp;Aの充実等を図っていく必要がある。</p> <p><b>(有効性)</b> 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施の取組みもあって、銀行セクターを中心として金融機関の健全化が進展しており、平成 19 年 3 月末も引き続き主要行において自己資本比率が上昇、不良債権比率が減少した。 オフサイト・モニタリング・システムについては新システムへ移行することでデータの暗号化、オンラインでの徴求が可能になり事務の効率性や利便性の向上、情報管理面における安全性の向上に資した。</p> <p>18 事務年度に旧安定化法（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律）及び早期健全化法に基づく資本増強額（約 10.4 兆円）のうち約 2.4 兆円の返済が行われ、その結果、19 年 6 月末の残高は約 1.6 兆円となるとともに、19 年 6 月末までに約 1.2 兆円の利益が生じており、「納税者利益」に資した。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の監督体制の強化及び金融機関監督に係る調査・分析機能の強化</li> <li>必要に応じて金融コングロマリット監督指針の内容の見直し</li> <li>金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うための報告・分析の対象となる情報の処理を行うコンピュータ・システムの機能強化</li> <li>バーゼルⅡの実施等、金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、リスク管理に関するルールの必要に応じた見直し、Q&amp;Aの充実</li> <li>早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="308 1659 1445 2074"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>主要行の不良債権比率</td> <td>%</td> <td>2.9 (17年3月末)</td> <td>1.8</td> <td>1.5</td> <td>17年3月末時点の水準以下に維持されること</td> <td>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	主要行の不良債権比率	%	2.9 (17年3月末)	1.8	1.5	17年3月末時点の水準以下に維持されること	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																		
				18年3月末	19年3月末																				
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	主要行の不良債権比率	%	2.9 (17年3月末)	1.8	1.5	17年3月末時点の水準以下に維持されること	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。																		

政策評価の結果の政策への反映状況

- 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
  - ・ 平成 19 年 8 月に開催した検査・監督連携会議を始め、両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を図った。
  - ・ バーゼルⅡの実施を踏まえて、銀行勘定の金利リスクについての具体的指標であるアウトライヤー基準のモニタリングを、早期警戒制度の枠組みにおいて実施した。また、内部格付手法に係るモニタリングのための定量シートの整備を行った。
  - ・ ベターレギュレーション（金融規制の質的向上）の柱の一つである優先課題への効果的対応、様々なマーケットのグローバルな動きに対するリスクフォーカス・フォワードルッキングな行政を進めていく観点から、グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況、機関投資家やファンドの動向、マクロ経済の情勢等について、金融システム、金融・資本市場の観点から、情報の集積・調査・分析を行なっていくため、総務企画局政策課に訓令室として「市場分析室」を設置した。
  - ・ 金融コングロマリットについて、現行の「金融コングロマリット監督指針」に基づき、金融監督上の諸問題等に係る横断的な監督を適切に実施した。
- リスク管理に関するルール整備・Q&Aの公表
  - ・ 必要に応じてバーゼルⅡの告示改正を行い（19年9月、12月）、追加Q&Aを公表した（19年5月、9月、12月、20年3月）。
    - <http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20070509-1.html>
    - <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070928-3.html>
    - <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20071219-2.html>
    - <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080331-4.html>
  - ・ 19年4月にソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームにおいてとりまとめられた「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」を踏まえ、技術的な実施可能性について幅広く意見募集を行うため、20年2月に「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」を公表した。
    - <http://www.fsa.go.jp/singi/solvency/20070403.html>
    - <http://www.fsa.go.jp/news/19/hoken/20080207-1.html>
- 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用
  - ・ 資本増強行に対して、19年8月（19年3月期分）及び19年12月（19年9月期分）に、経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、その内容を公表した。
    - なお、19年7月以降20年3月までに、旧安定化法及び早期健全化法に基づく資本増強額（約10.4兆円）のうち、650億円の返済が行われた。その結果、20年3月末の残高は約1.5兆円となっており、資本増強以後20年3月末までに約1.3兆円の利益が生じている。
    - <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070810-2.html>
    - <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20071226-3.html>
  - ・ 紀陽ホールディングス及び豊和銀行の経営強化計画について、19年3月期の履行状況報告を19年8月に公表し、19年9月期の履行状況報告を20年2月に公表した。
    - <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070810-5.html>
    - <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070810-6.html>
    - <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080220-3.html>
    - <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080220-2.html>
- 予算要求、機構・定員要求
  - ・ モニタリングシステムの運用・保守、及び新たな制度改正等に伴う徴収項目の変更等に対応するため、20年度予算要求を行い、予算措置（28百万円）された。
  - ・ 金融機能強化業務等に関する預金保険機構の政府保証枠のため、20年度予算要求を行い、予算措置（2兆円）された。
  - ・ 金融・資本市場のリスク分析・対応にかかる体制を整備するため、20年度機構・定員要求を行い、参事官（リスク対応担当）の新設及び課長補佐等（5名）が措置された。
  - ・ 保険監督体制の強化のため、20年度機構・定員要求を行い、課長補佐（2名）及び係長（3名）が措置された。
  - ・ 金融商品取引法の施行に伴う監督体制の整備のため、20年度機構・定員要求を行い、資産運用室長の新設及び課長補佐（1名）が措置された。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第162回国会施政方針演説	平成17年1月21日	主要銀行の不良債権残高はこの2年半で15兆円減少し、不良債権比率を目標実現に向け4%台に減らすことができました。
	第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現

**施策名** 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

**施策の概要** 金融機関を取り巻く情勢の変化に留意し、金融実態に応じた的確な検査を、検査基本方針・検査基本計画に従って実施するとともに、平成18年1月より試行を開始した金融検査評価制度を、その定着の度合いや運用状況を見極めつつ、本格施行に移す。【根拠法令】銀行法第25条等

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

**【評価結果の概要】**  
**(総合的評価)**  
 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。  
**(必要性)**  
 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段である。  
**(効率性)**  
 検査基本方針・基本計画に基づき、利用者保護に係る検証をはじめとして、金融実態に応じた的確な検査の実施に努め、金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、金融機関においては改善に向けた取組みが行われ、一定の成果があった。「金融検査評価制度」については、「金融検査評価制度に関するQ&A」等を作成・公表するなど、当該制度に対する関係者の一層の理解の向上に努めた。  
**(有効性)**  
 金融検査における様々な指摘を踏まえ、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に資した。  
 また、平成19年3月期より実施されたバーゼルⅡへの取組み状況の検証及び金融検査マニュアルの全面改訂を受け、各金融機関において、適切な自己資本管理態勢及び統合的リスク管理態勢の改善に向けた取組みが行われた。  
**(反映の方向性)**  
 ・ バーゼルⅡの実施等の規制環境の変化への対応や、金融商品・取引の高度化・複雑化、郵政民営化等の金融環境の変化への的確な対応のため、情報収集分析能力の強化を図る  
 ・ 邦銀の海外業務が活発化する中で、金融機関が抱えるリスクが多様化してきていることへの対応を図る  
 ・ 保険金等の適切な支払管理態勢の検証をはじめとする、利用者保護への対応を図る  
 ・ eラーニングの積極的活用を含めた検査官に対する研修の充実等を通じ、検査能力・技術の更なる向上を図る  
 ・ 金融検査評価制度の全面的な本格施行(20年1月)に向けて、データやノウハウを蓄積するとともに、検査官の目線の統一を図る

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16年度	17年度	18年度		
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況							金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 金融機関が抱えるリスクの多様化への対応、利用者保護への対応
  - ・ 「平成19検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」(平成19年8月公表)に基づき、「金融検査マニュアル」をはじめとする各種検査マニュアルを適正に運用し、金融機関の各種リスク管理態勢を検証した。
  - ・ また、同「基本方針及び基本計画」に基づき、検査マニュアルにおける顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストに沿って、金融機関が実効性ある利用者保護の実現に向けた主体的な内部管理態勢を構築しているかについて検証した。
- 検査能力・技術の更なる向上、情報収集分析能力の強化
  - ・ より実践的な研修とするよう研修体系を見直すとともに、eラーニング教材を開発し、検査官の検査能力・技術の更なる向上に向けて取り組んだ。
  - ・ また、バーゼルⅡの適用開始等に伴い、高度化するリスク管理手法に対応できるよう、監督部局から得られた情報等を分析・加工し、得られた結果を検査班に伝達するなど、情報収集分析能力の強化に努めた。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融検査評定制度の全面的な本格施行に係る対応等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融検査評定制度を全面的な本格施行に移行した（20年1月）。それに先立ち、試行期間の評定結果の分布状況を取りまとめて公表するとともに（19年12月）、金融庁及び各財務局の検査官に対して研修を実施し、目線の統一を図った。</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求、機構・定員要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査を実施するため、引き続き20年度予算要求を行い、予算措置（344百万円）された。</li> <li>・ あわせて、20年度機構・定員要求を行い、専門検査官3名、金融証券検査官6名、課長補佐1名、国際調整係長1名が措置された。</li> </ul> </li> </ul>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

施策名	システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備
施策の概要	預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険制度周知のための広報活動、預金保険法第102条の適切な運用、名寄せデータの精度の維持・向上等、システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備を実施していく。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

**【評価結果の概要】**

(総合的評価)  
政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。

(必要性)  
金融システムの枠組みが金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。

(効率性)  
預金保険制度の周知及び適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策によりシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができる。

(有効性)  
・ 預金保険制度についての国民の認知度が前年に比べ向上した。  
・ 預金保険制度の適切な運用については、りそなグループが策定した「経営健全化計画」の着実な進捗が図られており、また足利銀行の受皿選定作業も進捗している。  
・ 円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られた。

(反映の方向性)  
・ 預金保険制度の認知度の維持・向上のための広報活動  
・ 預金保険法第102条の適切な運用  
・ 名寄せデータ精度の維持・向上、関係機関（預金保険機構）との連携強化

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
				17年	18年		
システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること	預金保険制度についての国民の理解状況	% (「知っている」と回答した世帯)		62.3	80.9 ※18年は前年よりアンケートの設定間が変更		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。
	名寄せデータの整備状況						

政策評価の結果の政策への反映状況

- 預金保険制度の認知度の維持・向上のための広報活動
  - ・ 従前の広報用リーフレットについては、平成17年4月のペイオフ解禁に向けて作成されたものであったため、ペイオフ解禁後の預金保険制度に即し、19年10月から制度加入した(株)ゆうちょ銀行、20年10月から制度加入する(株)商工組合中央金庫を視野に入れた内容に刷新した(19年12月)。
- 預金保険法第102条の適切な運用(過去に同条の適用を受けた金融機関に対するフォローアップの実施)
  - ・ りそなグループに対して、19年8月(19年3月期分)及び19年12月(19年9月期分)に、早期健全化法第5条及び預金保険法第108条に基づき経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、その内容を公表した。  
(<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070810-2.html>)  
(<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20071226-3.html>)
  - ・ 足利銀行の受皿選定作業については、検討に当たって3つの基本的な審査基準(1. 金融機関としての持続可能性、2. 地域における金融仲介機能の発揮、3. 公的負担の極小化)及び受皿選定作業の進め方等を公表し(18年9月)、具体的な検討を開始した。これまで3段階にわたり厳正・公平に審査を行ってきた結果、受皿としての適格性や譲受けの条件において最も優れている野村フィナンシャル・パートナーズ(株)及びネクスト・キャピタル・パートナーズ(株)を中心に構成される企業連合を受皿として選定し、選定過程の概要と併せて公表した(20年3月)。  
(<http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060901-1.pdf>)  
(<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080314-3.html>)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 名寄せデータ精度の維持・向上、預金保険機構との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名寄せデータ精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促した。</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システミックリスクの未然防止等に必要な経費として、金融危機管理経費について 20 年度予算要求を行い、予算措置（41 百万円）された。</li> </ul> </li> </ul>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>
	第 162 回国会施政方針演説	平成 17 年 1 月 21 日	ペイオフ解禁は予定どおり 4 月から実施いたします。健全な競争の促進と利用者保護を図り、多様な金融商品やサービスを国民が身近に利用できる「金融サービス立国」を目指します。

<b>施策名</b>	<b>国際的な金融監督のルール策定等への貢献</b>
------------	----------------------------

<b>施策の概要</b>	世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中、国際的な取組みを通じて各国の金融システムの安定を図ることは、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながるものであり、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えていることから、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画していく。
--------------	---

<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、各種の国際的なフォーラム等における議論に積極的に参加し、国際的なルール策定等への積極的に貢献することが必要である。</p> <p>(効率性) 各種の国際的なフォーラム等に積極的に参加することによりルール策定に貢献することは、我が国の金融システムの一層の安定化や国際金融システムの安定を通じた世界経済の健全な発展にとって適切である。</p> <p>(有効性) 各種の国際的なフォーラム等に参加し、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール(基準・原則・報告等)策定に積極的な貢献を行い、また、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることにより、国際金融システム並びに我が国金融システムの一層の安定化に資することが期待される。</p> <p>(反映の方向性) 引き続き、以下の施策に取り組んでいく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際的なルール策定等への積極的な貢献</li> <li>・ WTO金融サービス自由化交渉への積極的な参加</li> <li>・ 経済連携協定(EPA)の金融サービス自由化交渉への積極的な参加</li> <li>・ 海外の金融監督当局等の連携強化等</li> </ul>
-------------------------------	---

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16年度	17年度	18年度		
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること	金融庁が参画している各国国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況		※左記指標は、定性的指標である。					国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。

<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当庁は、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討しているバーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構ほか、各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行った。</li> </ul> </li> <li>○ WTO金融サービス自由化交渉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WTOにおいて、他の4極メンバーとプल्ली会合の取り進め方について緊密に調整するなど、金融プल्ली交渉のプロセスに貢献した。また、2国間交渉では、アジアの新興市場国に対して、粘り強く金融サービス自由化のメリットを説明し、オファーの改善を促した。</li> </ul> </li> <li>○ 経済連携協定(EPA)交渉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年度に実施されたEPA締結交渉において、当庁は、自由化による外資との競争が金融市場の発展・強化に寄与すること、我が国金融機関の進出や現地での業務展開は日系企業の直接投資拡大に貢献し、経済発展にも資すること等、相手国に対して自由化のメリットを説明し、高いレベルの協定の締結に向け積極的に議論を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 海外監督当局との連携強化等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国の金融監督当局との協議等を通じて、金融セクターの動向や規制・監督上の共通の重要事項等について意見交換を実施し、連携を強化した。</li> </ul> </li> <li>○ 機構・定員要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外監督当局との連携強化等国際監督体制を強化するため、20年度機構・定員要求を行い、係長(2名)が措置された。</li> </ul> </li> </ul>
-------------------------	---

<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>

<p>施策名</p>	<p>新興市場国の金融当局への技術支援</p>																										
<p>施策の概要</p>	<p>我が国と緊密な経済関係を有するアジア大洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは中長期的に我が国の金融システムの一層の安定化に資するものであることを踏まえ、アジア大洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取り組む。</p>																										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)          政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化（アジア大洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉の進展に伴い、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)          一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねないため、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠である。なお、近年、我が国とアジアの新興市場国との経済的繋がりは一層強化される傾向にあることから、我が国金融機関の地域内での円滑な活動を支援する観点からも、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することは必要である。</p> <p>(効率性)          新興市場国に対する研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものとなっている。</p> <p>(有効性)          各研修の終了後、研修の成果が当局の能力向上に役立っているかを調査するためのアンケート調査の結果、回答者の概ね7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得るなど、新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には我が国との連携強化に寄与したものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性)          ・研修や調査の内容を適切・適時に見直し、当庁が実施する研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査といった取組みを引き続き実施。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="320 1173 1449 1525"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること</td> <td>研修生による研修成果の活用状況 (研修生に対するアンケート調査の結果)</td> <td></td> <td colspan="6">※上記(有効性)欄を参照。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	研修生による研修成果の活用状況 (研修生に対するアンケート調査の結果)		※上記(有効性)欄を参照。					
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方															
				16年度	17年度	18年度																					
アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	研修生による研修成果の活用状況 (研修生に対するアンケート調査の結果)		※上記(有効性)欄を参照。																								
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度においては、新興市場国の金融規制・監督当局者を受け入れ、我が国において、保険監督者セミナー（19年11月）、証券監督者セミナー（20年2月）、証券法務執行セミナー（20年3月）、預金保険セミナー（20年2月）を実施した。</li> </ul> </li> <li>○ 当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査             <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記研修において、研修終了後、参加者に対するアンケート調査を行った。アンケート結果については、研修プログラムの見直し等、今後行われる研修の内容の充実に向けて適切に反映させる予定である。</li> </ul> </li> <li>○ 新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための調査の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新興市場国の金融当局の能力向上を効果的に図る観点から、アジア新興市場国を中心にアジアの資本市場育成と消費者保護制度に関する法的考察についての委託調査を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新興市場国に対する技術支援の効果的実施等のため、20年度予算要求を行い、予算措置（133百万円）された。</li> </ul> </li> </ul>																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>																								



<b>施策名</b>	<b>金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底</b>																											
<b>施策の概要</b>	金融商品・サービスの利用者が、安心して自分の望む金融商品・サービスを受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムを実現していくことが重要と考えていることから、引き続き、金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備やルールの着実な実行のためのフォローアップを行うほか、金融関連犯罪の防止等に取り組む。																											
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)          政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)          我が国においては、家計における資産運用の重要性が高まるとともに、資産形成ニーズも多様化してきている。また、新たな金融技術やIT技術の進展なども背景として、多様な金融商品が販売されるようになってきている。さらに、消費者金融の利用者のうち多重債務状態に陥っている者は200万人超に上ると言われているほか、金融に関連する犯罪も多様化している。</p> <p>このようなことから、利用者が各自のニーズに応じた多様な金融商品・サービスを、安心して利用できる金融システムの構築が必要である。</p> <p>(効率性)          金融商品取引法の関係政令・府令の整備や改正貸金業法の成立及び多重債務問題改善プログラムのとりまとめ等により、金融実態に即した利用者保護ルール等のさらなる整備がなされた。</p> <p>また、金融機関の情報セキュリティ対策の強化・徹底についてのフォローアップや改正貸金業法による無登録営業等に対する罰則の強化等により、金融関連犯罪の防止が図られることが必要である。</p> <p>(有効性)          金融商品取引法の関係政令・府令の整備や改正貸金業法の成立及び多重債務問題改善プログラムのとりまとめ等により、金融実態に即した利用者保護ルール等のさらなる整備がなされた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行</li> <li>保険制度の企画立案体制の強化</li> <li>改正貸金業法に係る政令・府令の整備</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 1099 1466 1440"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること</td> <td>金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況							金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																
				16年度	17年度	18年度																						
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況							金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。																				
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投資性の強い金融商品に対する横断的な利用者保護法制の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>規制対象商品の細目、広告規制や書面交付義務等の行為規制の細目、金融商品取引業者の最低資本金要件、四半期報告制度・内部統制報告制度の細目等について定めた、金融商品取引法の政令・内閣府令等を平成19年7月31日に公布し、同年9月30日より金融商品取引法を施行した。</li> <li>「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を制定し、19年9月より施行するとともに、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」を改正した。(19年9月適用)</li> <li>金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、法の円滑な運用がなされるよう、法令に関する代表的な疑問に答える質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表した。(20年2月) (<a href="http://www.fsa.go.jp/policy/br/20080221.html">http://www.fsa.go.jp/policy/br/20080221.html</a>)</li> </ul> </li> <li>○ 保険商品の販売・勧誘ルールの充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等による保険販売規制の全面解禁に伴い、より一層の保険契約者等の保護を図るため、「保険会社向けの総合的な監督指針」及び府令の改正を行い、「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」の改訂を行った。(19年12月)</li> </ul> </li> <li>○ 金融機関の情報セキュリティ対策の強化・徹底             <ul style="list-style-type: none"> <li>各金融機関において情報セキュリティ対策の強化が図られるよう、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況及びATMシステム等における認証方法の状況について公表した。(19年6月、9月、12月)</li> </ul> </li> </ul>																											

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預貯金者保護法、同法附則及び附帯決議を踏まえ関係各者間で検討を行った結果、業界団体において、盗難通帳やインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しが発生した際に、金融機関が無過失の場合でも預金者に過失がないときは原則金融機関が被害を補償する旨の申し合わせがなされた。</li> <li>○ 貸金業制度等に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正貸金業法に係る政令・府令を制定し、19年12月19日より段階的に施行している。</li> <li>・ 「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正を行った（19年12月）。</li> <li>・ 「多重債務問題改善プログラム」に基づき、19年12月に「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を設けた。</li> </ul> </li> <li>○ 違法な経済取引による被害者救済の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19年12月21日に公布された「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（議員立法）に関し、政省令等の整備を行っており、主務省令については、3月にパブリック・コメントを開始した。</li> </ul> </li> <li>○ 機構・定員要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険制度に係る企画立案体制を強化するため、20年度機構・定員要求を行い、措置（保険企画室長、課長補佐1名、係長1名）された。</li> </ul> </li> </ul>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>
	-----	-----	-----

施策名	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実																				
施策の概要	国民が金融サービスを適切に利用するうえで、各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要であることから、金融庁においては副教材・パンフレットの作成・配布やホームページを通じた情報提供など、金融経済教育の充実を図るとともに、金融サービスの利用者からの相談に適切に対応していく。																				
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に、利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。）必要がある。</p> <p>(必要性)  <ul style="list-style-type: none"> <li>金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進む一方、多重債務問題などが深刻な社会問題となっており、その中でも、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が必要とされた（「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月））。</li> <li>ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することが、利用者利便の向上、金融トラブルの未然防止に不可欠であり、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットの作成・配付や、国民が直接アクセスできるホームページを媒体とした注意喚起など、より一層の情報提供により国民への金融知識の普及を図る必要がある。</li> <li>ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）や金融商品取引法の動向を踏まえつつ、金融分野における裁判外紛争処理制度の充実を図る必要がある。</li> </ul> </p> <p>(効率的性)  <ul style="list-style-type: none"> <li>金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットの作成・配付や、国民が直接アクセスできるホームページを媒体とした注意喚起、あるいは一般国民に金融や経済に関する知識を習得することの重要性について認識を深めてもらうシンポジウムを開催するなど、より一層の情報提供により、効率的に国民への金融知識の普及を図った。</li> <li>金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの相談等に一元的に対応することにより、金融サービス利用者の利便性向上を図った。</li> </ul> </p> <p>(有効性)  <ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁ホームページ上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」への18事務年度中の継続件数は、575,460件（月間平均47,955件）と17事務年度に比べ56%増となっており、より多くの国民が同コーナーに関心を持つようになったことがうかがえる。</li> <li>17年7月の開設以来、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談事例のうち、利用者に注意喚起する必要があるものについてはホームページに掲載し、利用者の利便性向上を図った。</li> <li>金融トラブル連絡調整協議会を開催し、金融分野の業界団体等における苦情・紛争解決支援手続の運用改善等のフォローアップを実施するなど、金融分野における裁判外紛争処理制度の促進を図った。</li> </ul> </p> <p>(反映の方向性)  <ul style="list-style-type: none"> <li>金融知識普及に役立つ教材等の作成</li> <li>金融経済教育を推進するためのシンポジウムの開催</li> <li>諸外国における金融経済教育の実態調査</li> <li>金融サービスの利用者に対する相談体制強化</li> <li>苦情・紛争解決支援手続の運用改善等のフォローアップ</li> </ul> </p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16事務年度</th> <th>17事務年度</th> <th>18事務年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</td> <td>各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解の状況</td> <td>千件  (金融庁ホームページ上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」の継続件数)</td> <td></td> <td>206</td> <td>369</td> <td>575</td> <td></td> <td>金融商品・サービスが多様化・高度化するなかで、金融トラブルの未然防止を図るとともに、国民が自らの責任と判断で選択を行なえるようになるためには、金融の仕組みやルール等の対する知識・理解を深めることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	16事務年度	17事務年度	18事務年度	国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解の状況	千件  (金融庁ホームページ上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」の継続件数)		206	369	575	
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方									
		16事務年度	17事務年度	18事務年度																	
国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解の状況	千件  (金融庁ホームページ上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」の継続件数)		206	369	575		金融商品・サービスが多様化・高度化するなかで、金融トラブルの未然防止を図るとともに、国民が自らの責任と判断で選択を行なえるようになるためには、金融の仕組みやルール等の対する知識・理解を深めることが必要である。													

政策評価の結果の政策への反映状況

- 金融知識の普及活動
  - ・ 学習指導要領に対応した中学生向け副教材（パンフレット）及び高校生向け副教材（パソコンソフト）を全国すべての中学校、高等学校に無償配布し、平成 19 年度及び 20 年度に授業で活用するなど追加配布を要望する学校には、要望部数を無償で追加配布した（当初配布：中学副教材 3.3 万部、高校副教材 1.6 万部、追加配布：中学副教材 6.6 万部、高校副教材 0.2 万部）。
  - ・ 多重債務者発生予防のための金融経済教育を充実するため、文部科学省とともに借金問題に関するリーフレットを作成し、金融庁のホームページに掲載するとともに、全国の高校、大学、地方公共団体等に広く配布した（高校 6 万部、大学・短大・高等専門学校 30 万部、地方公共団体 99 万部）。
  - ・ 金融トラブルの未然防止を図るため、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」を地方公共団体の消費者行政部局や授業等で活用する高校、大学等に、要望部数を無償配布した（地方公共団体 28 万部、高校 2.6 万部、大学・短大・高専 29 万部）。
  - ・ また、パンフレット「はじめての金融ガイド」の活用促進のため、同パンフレットを活用して講演等を行う講師向けに講義のポイントや紹介したい事例・データ等を取りまとめた講師用指導マニュアルを作成し、金融庁ホームページに掲載したほか、「はじめての金融ガイド」の DVD 版を作成した（DVD 版は、今後、地方公共団体、高校、大学等に広く配布する予定。）。
  - ・ 学校における金融経済教育の一層の推進を図るため、文部科学省に学習指導要領における金融経済教育に関する記述を充実するよう要請するとともに、小・中・高校の教科書作成会社向けに金融経済教育に関する説明会を開催した。
  - ・ 学校教師に金融経済教育の重要性について認識を深めてもらい、かつノウハウの向上に役立ててもらうため、財務局・財務事務所等を通じて教員向け研修を計 29 回実施した。
  - ・ 国民に生活設計や資産運用のあり方について考え、金融や経済に関する知識を習得することの必要性を認識してもらうためのシンポジウムを広島、大阪、名古屋、東京、仙台の計 5 か所で開催した。
- 金融サービス利用者からの相談等に対する適切な対応
  - ・ 金融サービス利用者相談室を 17 年において、19 年 7 月から 19 年 12 月までの間に 22 千件の相談等を受け付けた。
- 金融分野における裁判外紛争処理制度の充実
  - ・ 金融トラブル連絡調整協議会を 2 回開催し（19 年 12 月、20 年 3 月）、モデルに沿った規則整備と運用改善のフォローアップ等を実施するなど、金融分野における裁判外紛争処理制度の充実を図った。
- 予算要求
  - ・ パンフレット等の作成・配布やシンポジウムの開催、諸外国における金融経済教育の実態調査など金融経済教育の一層の推進等を図るため、20 年度予算要求を行い、予算措置（46 百万円）された。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	第 2 章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 (5) 生産性向上型の 5 つの制度インフラ ③カネ：金融の革新 (中略) 国民一人一人への金融経済教育等の充実を図る
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 4 章 持続的で安心できる社会の実現 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 【具体的手段】 ・ 全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。

施策名	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実																																				
<p>施策の概要</p>	<p>証券取引法上のディスクロージャー制度は、公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為に必要不可欠であるため、ディスクロージャー制度の不断の整備を図っていく。また、ディスクロージャーの電子化により、投資家等への企業情報の提供や発行体企業における開示手続等を迅速化・効率化し、証券市場の活性化に資することが期待されるため、EDINET（電子開示システム）を利用したディスクロージャーの電子化を推進していく。</p>																																				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b>            政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善（四半期報告制度・内部統制報告制度に関する政令・府令の整備等）や新たな施策の検討を行う必要がある。</p> <p><b>（必要性）</b>            証券取引法上のディスクロージャー制度を効率的に運営することは、公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為に必要不可欠なものである。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図る必要がある。</p> <p>また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されることから、EDINETを利用したディスクロージャーの電子化を推進する必要がある。</p> <p><b>（効率性）</b>            ディスクロージャー制度の整備を図ることで、投資者の投資判断に必要な情報の提供を適正に行うことができる。</p> <p>また、EDINETの再構築については、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）を導入することにより、開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を図り、また、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図るべく、EDINETの再構築に取り組んでいる。</p> <p><b>（有効性）</b>            証券取引法上の開示制度は、関係政令・府令の整備により、公開買付制度・大量保有報告制度の見直し、四半期報告制度の法定化、財務報告に係る内部統制の強化等の措置により、開示制度の充実・強化が図られ、金融・資本市場の透明性・公平性が一層確保されるものと考えている。</p> <p>また、EDINETによる開示書類等の提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）も、平成16事務年度（16年7月～17年6月）は約152,000件、17事務年度は約277,000件と増加し、18事務年度は約320,000件と増加傾向にある。これらは、ディスクロージャーの電子化の推進による投資判断に必要な情報の提供の効果を表しているものと考えている。</p> <p><b>（反映の方向性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法施行等に伴う適正なディスクロージャーの確保を図るための体制強化</li> <li>EDINETの再構築</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 1435 1449 1877"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること</td> <td>EDINETサイトへのアクセス件数</td> <td>千件/月</td> <td></td> <td>152</td> <td>277</td> <td>320</td> <td></td> <td>有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改正証券取引法に係る政令・府令の整備状況</td> <td></td> <td colspan="5">※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	EDINETサイトへのアクセス件数	千件/月		152	277	320		有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。		改正証券取引法に係る政令・府令の整備状況		※左記指標は、定性的指標である。					
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																									
				16年度	17年度	18年度																															
投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	EDINETサイトへのアクセス件数	千件/月		152	277	320		有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。																													
	改正証券取引法に係る政令・府令の整備状況		※左記指標は、定性的指標である。																																		

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ディスクロージャー制度の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品取引法の政令・内閣府令等を平成19年7月31日に公布し、同年9月30日より金融商品取引法を施行した。</li> </ul> </li> <li>○ EDINETの再構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EDINETの再構築については、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）を導入することにより、開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を図り、また、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図るべく、新システムを開発し、20年3月より稼動した。</li> <li>・ 「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」の一部改正を行い、20年3月17日より施行した。</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求、機構・定員要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品取引法改正に伴う審判手続等の増加に対応する体制の整備のため、20年度機構・定員要求を行い、措置（課長補佐1名、係長1名）された。</li> <li>・ EDINETの整備のため、20年度予算要求を行い、予算措置（834百万円）された。</li> </ul> </li> </ul>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>			

<b>施策名</b>	<b>会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化</b>																										
<b>施策の概要</b>	我が国会計基準は、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）において精力的に改訂され、諸外国に比べても遜色のない高品質なものとなっているが、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応するとともに、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していく。																										
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b>          政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化（会計基準のコンバージェンスに関する国際的動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p><b>（必要性）</b>          我が国会計基準が引き続き国際的な信頼を維持していけるよう、国際的なコンバージェンスに向けて、我が国会計基準の考え方について積極的な情報発信を行うとともに、我が国会計基準に係る計画的な整備・改善を図ることが重要である。</p> <p><b>（効率性）</b>          ＡＳＢＪが、ＥＵの同等性評価のスケジュールを視野に入れたコンバージェンス工程表を公表するなど、国際的な動向を踏まえた会計基準の整備が着実に進められている。</p> <p><b>（有効性）</b>          ＥＵによる日本の会計基準の受入れ方針の決定や、（ＥＣ、ＳＥＣとの）国際的な対話の枠組の構築を図るなど、国際的動向を踏まえつつ、海外当局との対話の促進や会計基準の整備が図られており、これらの対応は、企業財務認識の適正化を通じた我が国資本市場の信頼性の向上に寄与するものと考えられる。</p> <p><b>（反映の方向性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計基準のコンバージェンスの重要性について情報発信等を行い、引き続き関係者に対しコンバージェンスに向けた取組みを促していく。</li> <li>・ 会計基準等を巡る国際的な議論に積極的な参加、海外当局への働きかけ</li> <li>・ 引き続きＡＳＢＪにおける会計基準、実務指針などの整備・改善に向けた活動の支援</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="308 1081 1437 1424"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進</td> <td>国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行って行くことが重要である。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況							経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行って行くことが重要である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				16年度	17年度	18年度																					
国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況							経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行って行くことが重要である。																			
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<p>○会計のコンバージェンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）は、平成 19 年 8 月、国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）と、会計基準のコンバージェンスを加速化することなどを内容とする「東京合意」を公表した。その後、19 年 12 月、ＡＳＢＪは東京合意を踏まえた新たなコンバージェンス工程表を公表した。</li> <li>・ コンバージェンスの進捗状況を巡っては、欧州委員会（ＥＣ）や、欧州証券規制当局委員会（ＣＥＳＲ）との間で、協議や意見交換を行った。その結果、20 年 3 月にＣＥＳＲが行ったＥＣに対する助言においては、「日本の会計基準は、19 年 8 月の東京合意におけるスケジュールどおりコンバージェンスが進められるのであれば、同等と評価すべき」とされた。</li> <li>・ 米国証券取引委委員会（ＳＥＣ）とも、公式・非公式の協議を進め、対話を促進した。</li> </ul> <p>○ 予算要求、機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計基準等に係る国際的動向を踏まえた対応強化に係る経費について、20 年度予算要求を行い、予算措置（73 百万円）された。</li> </ul>																										
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>																								
<hr/>																											

<b>施策名</b>	<b>公認会計士監査の充実・強化</b>																				
<b>施策の概要</b>	我が国の証券市場が、「貯蓄から投資へ」の流れの中、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報についての情報開示が適正になされることが不可欠であり、公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく。																				
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)          政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化（監査監督に関する国際的動向）や取組みの有効性（監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況のフォローアップ等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)          公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく必要がある。          四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等が見られる中、監査の品質の一層の向上のために、公認会計士・監査審査会に与えられた使命を果たしていくことが必要である。</p> <p>(効率性)          ・ 監査業務の複雑化・高度化が進展する中で、公認会計士監査を巡る不適切な事例が生じている状態を踏まえ、会計監査の充実・強化を図る観点から、「公認会計士法等の一部を改正する法律」が成立（平成19年6月20日）したことは、公認会計士監査の充実・強化に資するものである。          ・ 公認会計士試験システムを追加開発し、運用を開始したことは、試験の実施に係る事務の効率化に寄与するものである。また、日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する適切な検査等を効率的に実施している。</p> <p>(有効性)          ・ 監査法人制度等について見直しを行うものである「公認会計士法等の一部を改正する法律」の成立は、厳正な会計監査の確保に資するものである。          ・ 公認会計士・監査法人に対する行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制に資するものである。          ・ 公認会計士・監査審査会が品質管理レビューの審査及び監査事務所に対する検査を行い、また、その結果について取りまとめ、公表し、さらに、金融庁長官に対して、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行い、金融庁においては業務改善指示及び改善の進捗状況のフォローアップを行ったことは、監査の質の向上、資本市場の信頼性の向上を図るものである。</p> <p>(反映の方向性)          ・ 「公認会計士法等の一部を改正する法律」の円滑かつ適切な実施          ・ 監査法人等に対する検査等の体制強化          ・ 公認会計士試験実施の更なる改善に向けた検討、並びに広報の強化          ・ 諸外国の監査監督機関との連携強化          ・ 公認会計士・監査審査会の事務局機能の充実・強化 等</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳正な会計監査の確保を図ること</td> <td>厳正な会計監査の確保の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※左記指標は、主に定性的指標である。</p>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	厳正な会計監査の確保を図ること	厳正な会計監査の確保の状況						
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方									
		16年度	17年度	18年度																	
厳正な会計監査の確保を図ること	厳正な会計監査の確保の状況							公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。													



政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

- 「公認会計士法等の一部を改正する法律」の円滑かつ適切な実施
  - ・ 「公認会計士法等の一部を改正する法律」の円滑かつ適切な実施等のため、関係者の意見等を踏まえ、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令、公認会計士法施行規則等の関係政令・内閣府令を整備した。改正法及び関係政令・内閣府令は平成20年4月1日から施行。  
<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20071207-1.html>  
<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080314-1.html>  
<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080328-5.html>
- 公認会計士等に対する適切な監督
  - ・ 金融庁において、故意又は過失による虚偽証明等を行った公認会計士等に対する業務停止等の処分（19年7月から20年3月までに3件）、業務の運営が著しく不当と認められた監査法人に対する業務改善指示（19年7月から20年3月までに4件）を行うなど適切な監督に努めた。
- 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する適切な検査等
  - ・ 公認会計士・監査審査会（以下、審査会という。）は、19年7月から20年3月までに、日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューについて審査を行い、10監査事務所に対して検査を実施した。また、検査の結果、監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告（5件）した。
  - ・ 17年2月に日本公認会計士協会に対して要請した品質管理レビューに係る提言について、その改善状況を検証し、結果について取りまとめ公表した（19年7月）。  
<http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20070731.html>
  - ・ 監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促すことなどを目的として、審査会による検査における主な指摘事例を取りまとめ公表した（20年2月）。  
<http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20080227.html>
  - ・ 19年7月に公認会計士試験実施検討小委員会の下に設置された公認会計士試験実施検討グループにおいて、試験の実施面での改善に向けた検討を行った。審査会は、同検討グループの検討結果の取りまとめを踏まえ、試験実施の改善を図ることとし、具体的な改善策等について公表した（19年10月）。  
<http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/20071025.html>
  - ・ 公認会計士試験受験者の増加等を目的として、大学生等を対象に、会長及び常勤委員による講演会を全国各地で積極的に実施（19年7月から20年3月までに6回）し、広報の強化に努めている。  
<http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/index.html#kouenkai>
  - ・ 諸外国の監査監督機関との連携を強化するため、独立監査監督機関が参加する監査監督機関国際フォーラム（IF I A R）会合に、積極的に参加・貢献している。
- 予算要求、機構・定員要求
  - ・ 公認会計士法の改正に伴う公認会計士等の監督体制の強化等を図るため、20年度機構・定員要求を行い、2名（課長補佐1名、係長1名）が措置された。
  - ・ 監査法人等に対する検査等の体制強化のため、20年度機構・定員要求及び予算要求を行い、5名（主任公認会計士監査検査官1名、公認会計士監査検査官3名及び室長補佐1名）が措置され、また予算措置（17百万円）された。
  - ・ 公認会計士試験の実施、並びに広報の強化のため、20年度予算要求を行い、予算措置（64百万円）された。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

施策名	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応																											
<b>施策の概要</b>	<p>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、金融庁としては、金融機関等の法令等遵守態勢の確立を強く促すとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行う。</p>																											
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっている。従って、今後とも、金融機関の自主的な取組みを促すほか、実態把握に努め、金融機関の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が生じているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップしていくことが必要である。</p> <p>(効率性) 引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって再発防止に努めるとともに、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていくことが必要である。 また、改正貸金業法施行後の貸金業者の実態把握のための貸金業統計システム等の整備及び、利用者保護の観点からカウンセリング機能の充実を図るため、クレジットカウンセリング協会の指導・監督を行う必要がある。</p> <p>(有効性) 行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上に資した。 また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであり、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳正かつ迅速な行政処分</li> <li>・ 金融機関の業務改善に向けた取組みのフォローアップ</li> <li>・ 処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等を通じた法令等違反行為の再発防止</li> <li>・ 業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の充実</li> <li>・ 改正貸金業法施行後の貸金業者の実態把握のための貸金業統計システムの整備及び利用者保護の観点からカウンセリング機能の充実を図るため、クレジットカウンセリング協会の指導・監督を行うための体制整備</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="327 1400 1465 1742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること</td> <td>金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>預金者、保険契約者及び投資者の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況							預金者、保険契約者及び投資者の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				16年度	17年度	18年度																						
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況							預金者、保険契約者及び投資者の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。																				
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<p>○ 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、平成19年7月から20年3月の間に53件の行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに改善状況のフォローアップを行っている。</li> <li>・ 行政処分の公表等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、全て公表を行った（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずる恐れがあるものを除く）。</li> <li>(イ) 法令違反等に対する業務改善命令等の行政処分を、一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分事例集」について、19年7月、11月及び20年3月に更新を行うことで、国民への情報提供を行った。</li> </ul> </li> </ul>																											

	<p style="text-align: center;"> <a href="http://www.fsa.go.jp/news/19/20070724-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/19/20070724-1.html</a>  <a href="http://www.fsa.go.jp/news/19/20071105-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/19/20071105-2.html</a>  <a href="http://www.fsa.go.jp/news/19/20080328-6.html">http://www.fsa.go.jp/news/19/20080328-6.html</a> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監督指針等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の監督指針等について、それぞれ改正を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 「主要行等向けの総合的な監督指針」 (19年9月、20年3月改正)</li> <li>(イ) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 (19年9月、20年3月改正)</li> <li>(ウ) 「信託会社等に関する総合的な監督指針」 (19年7月、20年3月改正)</li> <li>(エ) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 (19年9月施行、20年3月改正)</li> <li>(オ) 「保険会社向けの総合的な監督指針」 (19年7月、8月、20年3月改正)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 業界団体との情報交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要行、信託協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会、信用金庫協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、生命保険協会、損害保険協会との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、意見交換を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 国民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関における個人情報保護に関する実務等について寄せられた様々な照会を体系づけて整理することで行政の透明性・予測可能性の向上を図る観点から「金融機関における個人情報保護に関するQ&amp;A」を公表した。(19年10月)  <a href="http://www.fsa.go.jp/common/law/hogo_qa/02-1.pdf">http://www.fsa.go.jp/common/law/hogo_qa/02-1.pdf</a> </li> <li>・ 金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、法の円滑な運用がなされるよう、法令に関する代表的な疑問に答える質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表した。(20年2月) <a href="http://www.fsa.go.jp/policy/br/20080221.html">http://www.fsa.go.jp/policy/br/20080221.html</a> </li> </ul> </li> <li>○ 予算要求、機構・定員要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸金業統計システムの機能を拡張するため、20年度予算要求を行い、予算措置(7百万円)された。</li> <li>・ 多重債務者問題改善プログラム推進等を図るため、機構・定員要求を行い、定員の措置(2名)が認められた。</li> </ul> </li> </ul>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

施策名	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための事後監視
施策の概要	証券取引等の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、調査・検査等の市場監視活動を行い、これらの結果、法令違反等が認められた場合、犯則事件として告発や行政処分等を勧告することにより厳正に対処する。【根拠法令】証券取引法第194条の6第2項及び第3項、第210条等

**【評価結果の概要】**

**(総合的評価)**  
 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、取引の公正の確保及び証券市場に対する投資者の信頼を保持に向けた市場監視の徹底及び体制の更なる充実・強化等）を行う必要がある。

**(必要性)**  
 証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、犯則事件の調査、課徴金事件の調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、証券会社等に対する検査、証券市場に関する情報の収集・分析及び取引審査などの市場監視活動を行う必要がある。

**(効率性)**  
 証券市場を巡る環境の変化、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備の進展及び金融商品取引法の施行による検査・調査等の対象・範囲の拡大などにより、市場監視において期待される証券監視委の役割は、益々大きくなっている状況で、的確かつ効率的な検査・調査等を実施している。

**(有効性)**  
 犯則事件の調査、課徴金事件の調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、証券会社等に対する検査、証券市場に関する情報の収集・分析及び取引審査などの市場監視活動の結果、取引の公正を損なうような法令違反等が認められた場合、犯則事件として告発や行政処分等を勧告することにより厳正に対処している。また、調査、検査を通じて現行の法規制、自主規制ルールのある方等について検討すべき課題等が認められた場合には、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行っている。

**(反映の方向性)**

- 証券監視委においては更なる監視体制の充実を図り、急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、犯則事件の調査、課徴金事件の調査、開示検査、証券検査等を実施する。
- 審判手続室においては証券監視委による課徴金調査の結果に基づく勧告を受け、審判手続の開始を決定した事件について、審判手続の適切かつ迅速な運営を実施する。

施策に関する  
 評価結果の概  
 要と達成すべ  
 き目標等

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16事務年度	17事務年度	18事務年度		
事後監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること	犯則事件の告発件数	件	—	11	11	13		取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。
	課徴金調査(不正取引に係る勧告件数)	件	—	—	9	9		
	開示検査(課徴金納付命令に係る勧告件数)	件	—	—	0	5		
	開示検査(訂正報告書等提出命令に係る勧告件数)	件	—	—	1	1		
	証券検査実施件数	件	—	140	183	192		
取引審査実施件数	件	—	674	875	1,039			

**政策評価の結果の政策への反映状況**

○ 今後3年間の取組み方針である「公正な市場の確立に向けて」をとりまとめ（平成19年9月）、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など急変貌する金融商品市場の中、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、以下の活動を行った。（件数については、19年7月から20年3月までの件数。）

- 犯則事件の調査においては、相場操縦やインサイダー取引のほか、風説の流布、相場固定、偽計取引に係る7件の事案について告発を行った。
- 不正取引に関する課徴金調査においては、13件のインサイダー取引事案について課徴金納付命令を求める勧告を行った。  
 また、審判手続を経て12件の課徴金納付命令の決定を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券報告書等の開示書類の検査においては、有価証券報告書等の虚偽記載など6件の事案について課徴金納付命令を求める勧告を行った。 また、審判手続を経て6件の課徴金納付命令の決定を行った。</li> <li>・ 「平成19事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を策定し（19年7月）、効率的かつ効果的な検査を実施した。具体的には、従来型の一般検査に加え、市場をめぐる問題、特に業態横断的で一般にも関心度の高い特定のテーマを絞り込み、複数の業者に対して迅速かつ集中的に実施するテーマ別特別検査という新たな手法を導入した（計182件、着手ベース）。また、検査の結果に基づき、以下のような重大な法令違反が認められた金融商品取引業者等に対し行政処分等を行うよう金融庁長官等に勧告した（19件）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 金融商品取引業者（旧証券会社）の検査においては、親銀行から取得した非公開情報を利用して勧誘する行為や、取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託、執行をする行為などが認められた。</li> <li>(イ) 金融商品取引業者（旧金融先物取引業者）の検査においては、顧客から預託を受けた委託証拠金を自己の固有財産と区分して管理していない状況などが認められた。</li> <li>(ウ) その他自主規制機関等の検査においては、上場審査業務に係る不備や品貸入札における不公正な調整などが認められた。</li> </ul> </li> <li>・ 証券市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 日常的な市場監視においては、不公正な取引の疑いのある事例やインターネットを通じた風説の流布等について幅広く監視を行うほか、発行市場にも監視の目を向けるとともに、直ちに法令違反とはいえないような取引などについても、幅広く注意を払い、問題が把握された事案については担当部門に情報提供している。</li> <li>(イ) 監視活動においては、法令違反行為発見の端緒として一般からの情報提供が重要であることから、証券監視委のホームページ上での情報の受付等を行い、幅広く情報提供を求めている。</li> </ul> </li> <li>○ 金融商品取引法施行への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品取引法施行に伴い、証券検査の対象範囲や検査において検証すべき事項の拡大に対応するため、「金融商品取引業者等検査マニュアル」を策定した（19年9月）。</li> <li>・ 金融商品取引法施行後半年が経過したところで、法律の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう、金融庁と連携して「金融商品取引法の疑問点に答えます」を取りまとめ、公表した（20年2月）。</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求、機構・定員要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査・調査等の業務を適切に行うため、20年度予算要求を行い、予算措置（224百万円）された。</li> <li>・ 市場監視機能を強化するため、20年度機構・定員要求を行い、課徴金・開示検査体制の整備を中心に、調査官等22名の増員が措置された。</li> </ul> </li> </ul>
--	---

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	第2章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 (5) 生産性向上型の5つの制度インフラ ③ カネ：金融の革新 国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化等を通じて市場監視機能を強化する。
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第2章 成長力の強化 2. グローバル化改革 (2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」の策定 ③ 準司法機能の強化による市場監視体制の整備 平成 20 年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。

<b>施策名</b>	<b>取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化</b>																										
<b>施策の概要</b>	<p>証券取引所は、有価証券市場の開設者として、公正で透明な市場運営に努めることが求められているため、規制当局自身の取組みのみならず、有価証券市場における取引の現場により近いものとして、証券取引所の持つ自主規制機能が公正かつ十全に発揮されることが必要である。また取引の公正を確保するために、証券会社の市場仲介者としての機能等が発揮されることが必要である。</p>																										
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)          政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討（証券取引所の国際競争力の強化に関する検討）等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)          証券取引所の機能強化及び証券会社の市場仲介機能等については、取引の公正の確保等に向けて東証等の規則改正や日証協の規則改正等の対応が行われたものの、検討・対応を終えていない課題もあり、さらなる検討の必要性がある。</p> <p>(効率性)          証券取引所の機能強化に向けて東証関係規則が改正されたほか、証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた取組みが日証協で行われ、金融庁も自主規制機関の自主的な取組みを側面から支援している。</p> <p>(有効性)          取引所関係規則の改正により、上場会社が株式分割等を行う際に流通市場への影響を配慮すること等や、日証協の諸規則の改正等による新規上場会社の引受け等の審査の充実・強化が図られることにより、取引の公正の確保等に資した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「上場制度総合整備プログラム 2007」に沿った上場制度の整備</li> <li>監督指針等に基づいた各証券会社における取組み状況のチェック 等</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 1016 1465 1357"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること</td> <td>取引の公正の確保の状況</td> <td></td> <td>※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること	取引の公正の確保の状況		※左記指標は、定性的指標である。					国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方															
				16年度	17年度	18年度																					
市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること	取引の公正の確保の状況		※左記指標は、定性的指標である。					国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。																			
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<p>○ 証券取引所の機能強化に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京証券取引所（以下、東証という。）においては、「上場制度総合整備プログラム 2007」（平成 19 年 4 月）を踏まえた上場制度の整備に向けた検討を進め、内部管理体制等の改善を求める必要が高いと認められる銘柄について、投資者へ注意喚起することを目的とした「特設注意市場」の新設等を盛り込んだ東証等の関係規則を改正した（金融庁が認可）。</li> </ul> <p>○ 自主規制機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>19 年 12 月に「金融・資本市場競争力強化プラン」を公表し、東証の上場制度整備懇談会において検討されている制裁金制度の導入等、取引所における自主規制機能の強化に向けての取組みを引き続き推進することとした。</li> <li>また、隙間のない横断的な自主規制を促進するため、今後は、依然として「自主規制の隙間」にある業者に対してどのような規律付けが可能かという点について、実際の登録業者の状況を見ながら、各協会における検討を推進することとした。</li> </ul>																										
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>																								

<p><b>施策名</b></p>	<p><b>個人投資家の参加拡大</b></p>																											
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築等の証券市場の構造改革を着実に実施していく。</p>																											
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)          政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、金融・資本市場の構造改革に対する取組み等）を行う必要がある。</p> <p>(必要性)          株式市場が活況を呈するなど明るい兆しが見られるが、諸外国と比べると、依然として個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあると考えられ、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>(効率性)          金融商品取引法の政令・内閣府令等の整備への取組みや上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長等の税制措置など、個人投資家が投資しやすい環境の整備に必要と考えられる措置を適切に講じた。</p> <p>(有効性)          今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、金融・資本市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築に向けて、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、金融・資本市場の構造改革に対する取組みの充実・改善、税制面での対応及び新たな施策の検討等を行っていく必要がある。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行</li> <li>民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援</li> <li>改正証券税制の広報や税制改正要望</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="338 1081 1469 1424"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること</td> <td>個人金融資産に占める株式・投資信託の割合</td> <td>%</td> <td></td> <td>8.4</td> <td>11.1</td> <td>11.4</td> <td></td> <td>良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		8.4	11.1	11.4		良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				16年度	17年度	18年度																						
個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		8.4	11.1	11.4		良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。																				
<p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投資性の強い金融商品に対する横断的な利用者保護法制の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>規制対象商品の細目、広告規制や書面交付義務等の行為規制の細目、金融商品取引業者の最低資本金要件、四半期報告制度・内部統制報告制度の細目等について定めた、金融商品取引法の政令・内閣府令等を平成19年7月公布、同年9月より金融商品取引法を施行した。</li> <li>金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、法の円滑な運用がなされるよう、法令に関する代表的な疑問に答える質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表した(20年2月)。  <a href="http://www.fsa.go.jp/policy/br/20080221.html">http://www.fsa.go.jp/policy/br/20080221.html</a></li> </ul> </li> <li>○ 民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで証券投資経験のない層の証券市場への参加を促すため、日本証券業協会や投資信託協会等が全国23会場で開催した「証券投資の日」イベント(19年9月～11月)や、全国18会場で開催した「春季証券投資セミナー」(20年2月～3月)等、各種イベント等に対し「金融庁後援」名義を付与した。</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求             <ul style="list-style-type: none"> <li>金融資産の有効活用に資する金融税制を構築するための実態等に関する調査・分析のため、20年度予算要求を行い、予算措置(2百万円)された。</li> </ul> </li> <li>○ 税制改正要望(金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の促進)             <ul style="list-style-type: none"> <li>上場株式等の配当及び譲渡益に対する課税について、個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備する観点等を踏まえつつ、20年度税制改正要望を行った(19年8月)。その結果として、①21年・22年の2年間、上場株式等の500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について軽減税率10%を適用すること、②個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、21年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入することを含む税制改正関連法案を、政府として、国会に提出(20年1月)。</li> </ul> </li> </ul>																											

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>第 2 章 成長力の強化</p> <p>2. グローバル化改革</p> <p>(2) 「金融・資本市場競争力強化プラン（仮称。以下同じ）」の策定</p> <p>「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成 19 年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。</p>



<b>施策名</b>	<b>金融・資本市場等の機能拡充</b>
------------	----------------------

**施策の概要**  
「証券市場の改革促進プログラム」（平成14年8月）や金融審議会答申等を踏まえ、金融・資本市場の構造改革の一環として、金融・資本市場の機能拡充に向けた取組み等を行う。また、各種振替制度を円滑に稼動するため、所要の制度整備を行い、その着実な実施に取り組む。

**施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等**

**【評価結果の概要】**

**(総合的評価)**  
政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討（我が国金融・資本市場の国際競争力強化のための検討等）等を行う必要がある。

**(必要性)**  
金融・資本市場等の機能の拡充には、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に向けた取組み等、金融・資本市場の構造改革のための制度整備が必要である。  
また、決済に関しては、いわゆる電子マネー等の新たな電子的支払サービス等が急速に発達しており、利用者保護、決済システムの安定性等の観点から、総合的に幅広く検討を行う必要がある。

**(効率性)**  
金融商品取引法制をはじめとする金融・資本市場法制の整備は、利用者保護の拡充と利用者利便の向上、市場の公正性・透明性の一層の向上等に資するものであり、金融・資本市場の機能拡充のためには必要不可欠である。

**(有効性)**  
証券取引法等の法改正（金融商品取引法制定の取組み等）により、規制の柔軟化による金融イノベーションの促進、公正かつ円滑な価格形成を軸とする市場機能の確保などの効果が期待される。  
また、我が国金融・資本市場の国際競争力強化について、年内に策定される「金融・資本市場競争力強化プラン（仮称）」の着実な実施は、金融・資本市場の機能拡充に資するものである。

**(反映の方向性)**

- 「金融・資本市場競争力強化プラン（仮称）」の年内の策定とその着実な実施
- 金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行
- 平成21年1月の株式等振替制度稼動を目標として関係政令・命令の策定作業、及び振替制度の更なる周知・広報等の実施
- 決済に関するサービスの発展のための環境整備のあり方についての総合的な検討の実施

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16年度	17年度	18年度		
金融・資本市場等の機能が拡充すること	金融・資本市場等の機能拡充の状況							利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築する。

**政策評価の結果の政策への反映状況**

- 「金融・資本市場競争力強化プラン」の策定
  - 平成19年12月に策定した「金融・資本市場競争力強化プラン」においては、多様な資金運用・調達機会の提供として、金融商品取引所における取扱商品の多様化やプロ向け市場の創設等の金融・資本市場等の機能拡充に向けた取組みを盛り込んでいる。20年3月に、同プランに盛り込まれた施策を実現するための法案（「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」）を国会に提出した。
- 投資性の強い金融商品に対する横断的な利用者保護法制の整備
  - 規制対象商品の細目、広告規制や書面交付義務等の行為規制の細目、金融商品取引業者の最低資本金要件、四半期報告制度・内部統制報告制度の細目等について定めた、金融商品取引法の政令・内閣府令等を19年7月公布、同年9月より金融商品取引法を施行した。
  - 金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、法の円滑な運用がなされるよう、法令に関する代表的な疑問に答える質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表した（20年2月）。  
<http://www.fsa.go.jp/policy/br/20080221.html>
- 株式等振替制度の関係政令・命令の策定及び振替制度の更なる周知・広報活動
  - 株式等振替制度の細目を定めた「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令」を策定し、19年12月に公布した。
  - 政府広報（政府広報TV及びオンライン）、財務局を通じた広報活動（リーフレット配布等）、関係者向けの制度説明会における講演等の周知・広報活動を実施した。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決済に関するサービスの発展のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19年7月より「決済に関する研究会」を計12回開催し、「決済に関する論点の中間的な整理について」を公表した(19年12月)。 (<a href="http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20071218.html">http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20071218.html</a>)</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求、機構・定員要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国金融・資本市場の国際化に関する調査を行うため、20年度予算要求を行い、予算措置(5百万円)された。</li> <li>・ 新たな投資サービスへの対応のための調査を行うため、20年度予算要求を行い、予算措置(3百万円)された。</li> <li>・ 国際競争力及び新たな投資サービス制度に関する企画・調査体制の強化のため、20年度機構・定員要求を行い、参事官(競争力強化・国際担当)が措置された。</li> <li>・ 「金融・資本市場競争力強化プラン」の推進等のための体制整備のため、20年度機構・定員要求を行い、課長補佐(1名)及び係長(2名)が措置された。</li> <li>・ 決済に関する総合的な検討体制の整備のため、20年度機構・定員要求を行い、課長補佐(1名)が措置された。</li> </ul> </li> </ul>
--	---

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第162回国会施政方針演説	平成17年1月21日	ペイオフ解禁は予定どおり4月から実施いたします。健全な競争の促進と利用者保護を図り、多様な金融商品やサービスを国民が身近に利用できる「金融サービス立国」を目指します。
	第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	第2章 成長力の強化 2. グローバル化改革 (2) 「金融・資本市場競争力強化プラン(仮称。以下同じ)」の策定 「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

施策名	I Tの戦略的活用
施策の概要	我が国金融機関のI T投資が国際的にみて遅れ、I Tコストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、I Tの戦略的活用を促すことにより、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。

**【評価結果の概要】**

(総合的評価)  
 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。

(必要性)  
 「金融改革プログラム」(平成16年12月)において、①電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討、②I T活用状況の実態把握と、システム構築に関する金融機関間の情報交換の実施(I Tキャラバンの実施等)を行うこととされている。また、電子記録債権制度については、「e-Japan戦略II」(15年7月)以降累次のI T戦略本部決定等に基づき、中小企業の資金調達環境を整備する等の検討を行ってきた。

(効率性)  
 ・ 電子記録債権法の施行日は、公布の日より1年6月を超えない範囲の政令で定める日とされており、今後、適切かつ円滑な施行に向けて、政省令等の整備に取り組むほか、電子記録債権に係る実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係方面と適切に連携をとっていく必要がある。  
 ・ 地域銀行・協同組織金融機関の経営陣を主な対象とし、I T活用についての認識を深める機会を設けることを目的とする「金融機関におけるI Tの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」を全国5か所で実施した(19年1月～3月)。

(有効性)  
 ・ 電子記録債権法が成立(19年6月)し、公布の日より1年6月を超えない範囲の政令で定める日(施行期限は20年12月26日)までに施行されることにより、電子的手段による事業者の資金調達の円滑化等が期待される。  
 ・ 18年度開催のI Tシンポジウムにおいて実施したアンケート調査結果において、「本シンポジウム全体の印象について」との質問に対し、総回答者の90%(全参加者の77%)より肯定的な回答を得たことから、I Tを戦略的に活用していく上で有意義な情報提供を行うことができた。

(反映の方向性)  
 ・ 電子記録債権法の政省令等の整備  
 ・ 電子記録債権に係る実務・運用のあり方についての検討  
 ・ 電子記録債権法令の適切かつ円滑な施行のための体制整備  
 ・ I Tの戦略的活用事例等の調査・研究  
 ・ I Tの戦略的活用事例の広報・情報交換

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
金融インフラ等がI T化等に対応したものであること	電子債権法(仮称)の制定に向けた検討状況							利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになることを目指す。
	利用者満足度調査の結果	%						

政策評価の結果の政策への反映状況

- 電子記録債権法の施行に向けた整備
  - ・ 平成19年6月27日に公布された電子記録債権法の適切かつ円滑な施行に向けて、政省令等の整備に取り組んでいる。
  - ・ 電子記録債権の記録様式等の必要な標準化や運用ルールの整備等について関係機関・関係当局と意見交換を実施している。
- システム構築に関する金融機関間の情報交換の実施
  - ・ 金融機関向けにI T活用や情報セキュリティに関する意識の向上を図るため、(財)金融情報システムセンター(FISC)やマスコミとの連携を通じて情報提供を行った。引き続き、関係機関等と連携を図りながら必要な情報を提供していく。
- 予算要求
  - ・ 電子記録債権法に関する広報のため、20年度予算要求を行い、予算措置(2百万円)された。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>経済財政改革の基本方針 2007</p>	<p>平成19年6月19日</p>	<p>第2章 成長力の強化  1. 成長力加速プログラム  I 成長力底上げ戦略【具体的手段】  (3) 中小企業底上げ戦略  ② 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ（業種横断的な共通基盤対策）  ・ IT化・機械化・経営改善（コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度・電子記録債権の推進、（後略））</p>

施策名	金融インフラ等の国際化への対応																								
<b>施策の概要</b>	アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化や、官民双方の取組みに関する論点についての金融業界との意見交換、我が国市場の利便性の向上などに引き続き取り組んでいく。																								
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)            政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)            我が国金融機関が不良債権問題から脱却し、本格的にアジア業務に目を向けつつある中（我が国金融機関のアジア向け与信残高は、2005年末の75,979億ドルから2006年末に92,928億ドルへ増加）、アジアの監督当局との情報交換ならびに連携の強化は、相互に進出している金融機関の活動環境の整備や、我が国金融・資本市場の機能強化の進展にかかる理解の向上を通じ、我が国がアジアの拠点として機能するために必要である。</p> <p>(効率性)            アジアの金融監督当局との情報交換・連携強化に取り組んだほか、アジアでの金融業の規制における市場原理の導入と競争促進的な政策の方向性にかかる現状と今後の課題について、海外調査の委託も含め研究に取り組んだ。</p> <p>(有効性)            アジア金融危機において顕在化した、アジアの資金が欧米経由でアジアに還流するという不安定な資金循環構造の解決が、依然としてアジア共通の課題となっていることから、日本とアジアの金融資本市場を資金運用者・調達者にとって魅力的な市場とし、アジアの資金をアジアで循環させる経路を発展させていく観点からも、引き続き我が国金融・資本市場の機能向上を図り、当局間の連携を強化していくことは有効である。</p> <p>(反映の方向性)            引き続き、以下の施策に取り組んでいく必要がある。            ・ アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化            ・ 官民双方の取組みに関する論点についての金融業界との意見交換            ・ 我が国金融・資本市場の利便性の向上 等</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 1115 1481 1599"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>2005年</th> <th>2006年末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジア金融資本市場において我が国市場および金融機関がアジアの金融拠点として機能すること</td> <td>主要行のアジア向け与信残高（BIS統計）</td> <td>億ドル</td> <td></td> <td>75,979</td> <td>92,928</td> <td></td> <td>アジアにおいて我が国金融機関および市場がそのプレゼンスに応じた一定の役割を果たしていくことは、アジアにおける金融サービスの選択肢の増加・利便性の向上ならびに、域内分業の深化等を金融面でサポートすることにつながり、アジア経済全体の安定的な成長に寄与するものと考えられる。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	2005年	2006年末	アジア金融資本市場において我が国市場および金融機関がアジアの金融拠点として機能すること	主要行のアジア向け与信残高（BIS統計）	億ドル		75,979	92,928		アジアにおいて我が国金融機関および市場がそのプレゼンスに応じた一定の役割を果たしていくことは、アジアにおける金融サービスの選択肢の増加・利便性の向上ならびに、域内分業の深化等を金融面でサポートすることにつながり、アジア経済全体の安定的な成長に寄与するものと考えられる。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																		
				2005年	2006年末																				
アジア金融資本市場において我が国市場および金融機関がアジアの金融拠点として機能すること	主要行のアジア向け与信残高（BIS統計）	億ドル		75,979	92,928		アジアにおいて我が国金融機関および市場がそのプレゼンスに応じた一定の役割を果たしていくことは、アジアにおける金融サービスの選択肢の増加・利便性の向上ならびに、域内分業の深化等を金融面でサポートすることにつながり、アジア経済全体の安定的な成長に寄与するものと考えられる。																		
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アジア金融資本市場及び我が国市場の発展に向けた取組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成長著しいアジア市場の監督当局との連携強化のため、2008年1月に中国の監督当局等との定期協議を開始した。また、その他、マレーシア、韓国等との定期会合、日中韓セミナーの開催などにより各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化を図った。</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア諸国の金融制度に関する実態調査のため20年度予算要求を行い、予算措置（10百万円）された。</li> </ul> </li> </ul>																								
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>																						
-----																									

**施策名** 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化

**施策の概要**  
 中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のために、その機能強化が図られる必要があることから、地域密着型金融の推進を図る。  
 また、金融機関の資金仲介機能を強化することにより、中小企業の再生・活性化が図られる必要があることから、中小企業に必要な資金を行き渡らせるべく、中小企業金融の円滑化に向けた様々な施策に取り組む。

**【評価結果の概要】**  
**(総合的評価)**  
 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。  
**(必要性)**  
 地域経済の活性化のために、事業再生の取組みや、地域金融機関の経営力の強化の取組み、利用者の利便性の向上の取組みなど、地域密着型金融の推進を図っていくことが必要である。  
 また、中小企業の再生・活性化を図るため、不動産担保・個人保証に過度に依存することなく事業価値を見極める融資手法を徹底すること等により、中小企業を含む健全な取引先への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化する必要がある。  
**(効率性)**  
 中小企業金融モニタリングで得られた情報及び金融サービス利用者相談室に寄せられた、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関する情報を検査・監督において適切に活用するとともに、中小企業の実態に即した的確な検査の実施等の取組みを行うことにより、中小企業金融の効率的な実態等の把握が進んだ。  
**(有効性)**  
 利用者アンケート結果によると、地域密着型金融の機能強化に向けた取組み全体に対する積極的な評価は増加する一方、消極的な評価は減少しており、地域密着型金融の機能強化を図るために有効なものとなっている。  
 中小企業金融の円滑化の状況については、担保・保証に過度に依存しない融資等の推進や中小企業再生支援協議会を活用した事業再生等は概ね増加しており、一定の成果がみられる。また、「(中小企業に対する)貸出態度判断D. I.」が引き続きプラスで推移する等の成果が上がっており、中小企業金融の円滑化を図るために有効なものとなっている。  
**(反映の方向性)**  
 ・ 金融審議会金融分科会第二部会報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について―地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を―」の内容を踏まえた監督指針の改定等  
 ・ 引き続き、不動産担保・個人保証に過度に依存することなく事業価値を見極める融資手法の徹底等

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
				16年度	17年度	18年度		
地域密着型金融の機能強化が図られること	地域密着型金融の機能強化の状況							中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その強化が図られる必要がある。担保・保証に過度に依存しない融資の促進等により、中小企業への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化することにより、中小企業の再生・活性化が図られる必要がある。
中小企業金融の円滑化が図られること	中小企業金融の円滑化の状況							※左記指標は、定性的指標である。

**政策評価の結果の政策への反映状況**

○ 地域密着型金融の推進  
 ・ 平成19年7月、地域金融機関の15～18年度(第2次アクションプログラム終了時まで)の地域密着型金融の進捗状況について取りまとめ、公表した。  
 (<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070712-2.html>)  
 ・ 19年8月、金融審議会金融分科会第二部会報告書の提言を踏まえ、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正した。  
 (<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070814-1.html>)  
 ・ 19年11月～20年2月、各財務局において、「地域密着型金融に関するシンポジウム」を開催した。また、20年3月に、同シンポジウムにおいて発表された事例を中心に、「地域密着型金融に関する取組み事例集」を取りまとめ、公表した。  
 (<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080331-6.html>)

- ・ 今後、「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査（20年2月実施分より「中小企業金融モニタリング」と統合）」の結果や金融機関の取組み状況等について取りまとめ、公表する予定であるなど、引き続き地域密着型金融の推進を図る。
- 意見交換会等での資金供給の円滑化に関する要請
  - ・ 金融機関代表者との意見交換会等様々な機会を通じて、金融機関に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化に関する要請を行った。
- 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の促進
  - ・ 金融機関代表者との意見交換会等において、金融機関に対し、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資を促進し、中小企業に対する資金供給の円滑化に努めるよう要請した。また、各金融機関に対して、地域密着型金融の取組み状況をヒアリングするなど、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の取組みについて、適切なフォローアップに努めた。
- 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の周知及び「金融検査マニュアル」の改訂
  - ・ 中小企業の資金調達を支援するため、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」について、借り手の中小企業にとってわかりやすいパンフレットを作成し、各地の商工会議所等にて説明会を開催するなど、周知徹底を図った。
  - ・ また、中小企業の自己資本充実策拡大の一助とする観点から、十分な資本的性質を有する借入金を資本とみなして債務者区分を査定できるよう、「金融検査マニュアル」を改訂した（20年3月）。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 2 章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム II サービス革新戦略 (2) 地域経済の成長力向上 ② 地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成 19 年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の策定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年 1 回実績を公表する。

施策名	「官から民へ」の改革に対する適切な対応							
施策の概要	郵政民営化や政策金融改革に対する政府の方針に従い、金融庁として適切に対応していく。							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】							
	(総合的評価)							
	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。							
(必要性)								
郵政民営化や政策金融改革に対する政府の方針に従い、適切な対応を行う必要がある。								
(有効性)								
政策の達成に向けて、郵政民営化に伴う政省令等の整備、実施計画の作成手続等及び政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応等については順調に推移した。								
(反映の方向性)								
・引き続き関係省庁との連携を図りながら、郵政民営化や政策金融改革の円滑な実施に向けた対応								
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16年度	17年度	18年度		
「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること	「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況	※左記指標は、定性的指標である。						郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。
政策評価の結果の政策への反映状況	○郵政民営化関係							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年9月10日、郵政民営化法令に基づき、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を認可した。</li> <li>郵政民営化法等の施行に伴う関係政令・府令を整備し、19年10月1日より施行した。 ※(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険は、19年10月1日に民営化(開業)した。</li> </ul>							
○政策金融改革関係								
<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社商工組合中央金庫法施行令を19年12月12日に公布した。</li> <li>経済産業省・財務省・内閣府令関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則を20年2月13日に公布した。</li> </ul>								
○機構・定員要求								
<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対する検査・監督体制の整備をより一層図るため、20年度機構・定員要求を行い、参事官(郵便保険会社担当)1名、検査局に2名(検査官2名)、監督局に4名(課長補佐1名、係長3名)が措置された。</li> </ul>								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)			
	第164回国会施政方針演説		平成18年1月20日		一度国会で否決された郵政民営化法案は、「正論」であるとの国民の審判により成立を見ることがになりました。			
	第166回国会施政方針演説		平成19年1月26日		政策金融改革の関連法案を今国会に提出し、(中略)郵政民営化については本年10月から確実に実施します。			



施策名	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計																										
施策の概要	社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、金融機関の販売チャネルの拡大等の制度整備を図る。																										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善（銀行等による保険販売規制の見直し等）や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 我が国においては、家計における資産運用の重要性が高まるとともに、資産形成ニーズも多様化してきている。また、新たな金融技術やIT技術の進展なども背景として、多様な金融商品が販売されるようになってきている。</p> <p>以上から、利用者が各自のニーズに応じた多様な金融商品・サービスを、安心して利用できる金融システムの構築が必要である。</p> <p>(有効性) 信託法及び信託法整備法の成立により、より多様で良質な金融商品・サービスの提供が可能となる制度整備が図られたほか、銀行代理業者や証券仲介業者の許可・登録等が着実に実行されるなど金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品・サービスの販売チャネルの更なる拡大</li> <li>信託法及び信託法整備法の円滑な施行</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 891 1465 1234"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多様で良質な金融商品・サービスが提供されること</td> <td>多様で良質な金融商品・サービスの提供状況</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td>社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、金融機関の販売チャネルの拡大等の制度整備を図る必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	多様で良質な金融商品・サービスの提供状況			※左記指標は、定性的指標である。				社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、金融機関の販売チャネルの拡大等の制度整備を図る必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				16年度	17年度	18年度																					
多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	多様で良質な金融商品・サービスの提供状況			※左記指標は、定性的指標である。				社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、金融機関の販売チャネルの拡大等の制度整備を図る必要がある。																			
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信託法改正に対応した制度整備の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>信託法及び信託法整備法の関係政令・府令を整備し、平成19年9月より施行した。また、信託業法施行規則を改正し、20年3月より施行した。</li> <li>「信託会社等に関する総合的な監督指針」を改正した。(19年9月適用)</li> <li>制度の普及・利用促進を図るため、ホームページの「金融庁の政策」コーナーの「改正信託業法が施行されました。」を更新した。(19年10月)</li> </ul> </li> <li>○ 銀行等による保険販売規制の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等による保険販売規制の見直しについては、モニタリングの結果等を踏まえ、予定通り、19年12月に全面解禁を実施した。全面解禁に当たり、一層の保険契約者等の保護を図るため、関係府令等を同日から施行した (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/19/hoken/20071221-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/19/hoken/20071221-1.html</a>)。</li> <li>また、これに伴う、「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」の改訂を行った(20年3月) (<a href="http://www.fsa.go.jp/news/19/20080317-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/19/20080317-1.html</a>)。</li> <li>なお、引き続き、銀行等の保険募集の実施状況についてモニタリングを行うこととし、その結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、概ね3年後に所要の見直しを行うこととする。</li> </ul> </li> </ul>																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																								
	第162回国会施政方針演説	平成17年1月21日	ペイオフ解禁は予定どおり4月から実施いたします。健全な競争の促進と利用者保護を図り、多様な金融商品やサービスを国民が身近に利用できる「金融サービス立国」を目指します。																								
	第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。																								

施策名	金融行政の透明性・予測可能性の向上																											
<b>施策の概要</b>	「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要があることから、金融行政に関する広報の充実、行政処分公表、ノーアクションレター等への適切な対応等の諸施策を実施していく。																											
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)  政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)  国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことは必要である。  また、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分公表、ノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表は必要である。</p> <p>(効率性)  日本語版金融庁ホームページについてのみ行っている新着情報メール配信サービスについては、利用者ニーズが高いため、英語版金融庁ホームページ、証券取引等監視委員会ホームページ(英語・日本語)、公認会計士・監査審査会ホームページ(日本語)にも拡張し、ホームページ利用者へのサービス向上を図ることが必要である。</p> <p>(有効性)  行政処分公表は、同様事案の発生抑制が図られたものと考えられ、またノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ利用者へのサービス向上</li> <li>・ 法令解釈の周知及び法令等遵守に係る監督指針等の整備等</li> <li>・ ノーアクションレター制度等の一層の周知徹底</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="320 1003 1449 1346"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融行政の透明性・予測可能性が向上すること</td> <td>金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況</td> <td>千件 (金融庁ホームページへのアクセス件数)</td> <td></td> <td>3,712</td> <td>5,656</td> <td>7,145</td> <td></td> <td>「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	金融行政の透明性・予測可能性が向上すること	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況	千件 (金融庁ホームページへのアクセス件数)		3,712	5,656	7,145		「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																
				16年度	17年度	18年度																						
金融行政の透明性・予測可能性が向上すること	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況	千件 (金融庁ホームページへのアクセス件数)		3,712	5,656	7,145		「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。																				
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページを活用した情報発信の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語版金融庁ホームページにおいて、金融制度や検査・監督の枠組みを一覧性のある形で閲覧できるようトップページを改定し、金融行政に関する情報へのアクセスの改善を図った。</li> <li>・ 重要な施策(金融・資本市場競争力強化プラン、金融商品取引法等の一部改正法案ほか)については、海外にも積極的に情報発信するため、英文による公表も実施し、英文ホームページ掲載情報の充実を図った。</li> <li>・ また、日本語版金融庁ホームページについてのみ行っていた新着情報メール配信サービスを、英語版金融庁ホームページ等にも拡張し、ホームページ利用者へのサービス向上を図った。</li> </ul> </li> <li>○ 監督指針等の公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督指針の改正等(平成19年7月から20年3月の間に10件)について、速やかにその趣旨、内容を公表することによって、行政の透明性の確保に努めた。</li> </ul> </li> <li>○ 監督指針への「行政処分等を行う際の留意点等」の掲載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政処分を検討する際の勘案要素等について明確化を図るため、監督指針の改正を行った。(19年3月)  <a href="http://www.fsa.go.jp/news/19/20080326-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/19/20080326-3.html</a></li> </ul> </li> <li>○ 不利益処分の公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、全て公表を行った(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除く)。</li> <li>・ 法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分を、一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分事例集」について、19年7月、11月、及び20年3月に更新を行うことで、国民への情報提供を行った。</li> </ul> </li> </ul>																											

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ノーアクションレター制度等の一層の周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノーアクションレター制度の一層の活用に向け、19年7月に金融庁における細則を改正した。改正後の同制度について、広報誌「アクセスFSA」やホームページへの掲載等を通じて、周知徹底を図った。</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求、機構・定員要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの維持管理及び新着情報メール配信サービス拡張に係る経費のため、20年度予算要求を行い、予算措置（11百万円）された。</li> <li>・ 海外広報体制の整備のため、20年度機構・定員要求を行い、係長（1名）が措置された。</li> <li>・ 金融・資本市場競争力強化プランの策定・推進のための体制を整備するため、20年度機構・定員要求を行い、係長（1名）が措置された。</li> </ul> </li> </ul>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>

施策名	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化																										
施策の概要	金融機関等に届け出が義務付けられている「疑わしい取引の届出」制度により、金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保することのほか、FATF（金融活動作業部会）勧告の遵守や国際協調の推進等を行うことにより、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化を図っていく。																										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b>          政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（FATF対日審査への対応等）を行う必要がある。</p> <p><b>（必要性）</b>          犯罪収益移転防止法の一部施行により、平成19年4月にFIU機能は国家公安委員会（警察庁刑事局）へ移管したが、当庁は同法の規定に従い、金融機関の所管行政庁として引き続き疑わしい取引の届出受理業務を行う必要がある。</p> <p>マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化にはFATF及びAPG等を通じた国際協調が重要であるとともに、19年度に予定されるFATF対日相互審査への入念な準備を行う必要がある。</p> <p><b>（効率性）</b>          我が国のマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の一層の強化及びFATF対日相互審査への効率的な準備のため、FATF及びAPG等の国際会議に積極的に参画した。</p> <p><b>（有効性）</b>          金融機関等に対して「疑わしい取引の届出」に関する研修会を実施するなど啓発活動を行ってきた結果、届出件数が引き続き増加傾向にある。</p> <p>FATF勧告を含むマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策について国際的に議論されているFATF及びAPG等の国際会議に積極的に参加することで、我が国のマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化を図った。</p> <p><b>（反映の方向性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会等を通じて「疑わしい取引の届出」制度の周知徹底</li> <li>・ FATF及びAPG等の国際会議への積極的な参加</li> <li>・ FATF勧告の国内対応についての関係省庁との協力推進、FATF対日審査への積極的な対応</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="338 1146 1469 1487"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること</td> <td>年間届出件数及び提供件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>95,315</td> <td>98,935</td> <td>113,860</td> <td></td> <td>「疑わしい取引の届出」制度により金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保しようとするもの。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること	年間届出件数及び提供件数	件		95,315	98,935	113,860		「疑わしい取引の届出」制度により金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保しようとするもの。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				16年度	17年度	18年度																					
組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること	年間届出件数及び提供件数	件		95,315	98,935	113,860		「疑わしい取引の届出」制度により金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保しようとするもの。																			
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修会の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関等への「疑わしい取引の届出」制度の周知徹底を目的として、例年に引き続き平成19年度においても研修会を実施したこともあり、19年1月から12月までの届出件数は150,333件（前年比36,473件増）となり、届出件数は引き続き増加傾向にある。</li> <li>・ 研修会を通じて、届出システムが犯罪収益移転防止法の全面施行に伴い20年3月から新システムに移行することを周知するとともに、電子申請（e-Gov）の活用を推奨した。</li> </ul> </li> <li>○ FATF及びAPGへの積極的な参加             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FATF及びAPGの会合に積極的に参加するとともに、FATF対シンガポール相互審査に当庁から審査官を派遣するなどして、国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金対策の推進に積極的な協力を行った。</li> </ul> </li> <li>○ FATF対日相互審査への取組み             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁との協力の下、FATF対日審査現地調査（20年3月6日～21日）の受入れを行った。</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続きマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化を図るため、20年度予算要求を行い、予算措置（15百万円）された。</li> </ul> </li> </ul>																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>																								

施策名	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応																										
<p>施策の概要</p>	<p>利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要のあることから、金融機関等に対し、不正口座利用に関する情報提供及び迅速かつ適切な取組みの態勢を実施していく。</p>																										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 預金口座の不正利用防止のためには、金融機関等に対する不正口座利用に関する情報提供及び金融機関における当該情報に対する迅速かつ適切な取組みの態勢を図っていくことは必要である。</p> <p>(効率性) 当局より金融機関等に対する預金口座の不正利用に関する速やかな情報提供、及び業界団体を通じ傘下金融機関に対する適切な口座管理に一層努めること等の要請を行うことにより、金融機関において、不正に利用された預金口座の利用停止、強制解約等の措置が行われている。</p> <p>(有効性) 金融機関において、口座不正利用問題及び当該問題に対する当局の姿勢についてより一層理解が深まるとともに、当局からの情報提供を基に行ったものを含め、平成18年4月から19年3月までの間に、41,606件の利用停止、32,622件の強制解約等の措置が行われており、預金口座の不正利用防止に一定の効果がみられた。</p> <p>(反映の方向性) 引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供及び当該情報に対する迅速かつ適切な取組みの態勢を図っていく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 947 1469 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融機関の預金口座を不正に利用されないこと</td> <td rowspan="2">口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況 (全銀協公表)</td> <td>利用停止(件)</td> <td></td> <td>38,740</td> <td>41,606</td> <td></td> <td rowspan="2">利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要のある。</td> </tr> <tr> <td>強制解約等(件)</td> <td></td> <td>34,003</td> <td>32,622</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	金融機関の預金口座を不正に利用されないこと	口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況 (全銀協公表)	利用停止(件)		38,740	41,606		利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要のある。	強制解約等(件)		34,003	32,622	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																	
				17年度	18年度																						
金融機関の預金口座を不正に利用されないこと	口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況 (全銀協公表)	利用停止(件)		38,740	41,606		利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要のある。																				
		強制解約等(件)		34,003	32,622																						
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供の実施及び迅速かつ適切な取組みの態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行い、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ホームページにおいて公表した(平成19年10月(19年7月～9月分)及び20年1月(19年10月～12月分)に公表)。  <a href="http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20071031-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20071031-2.html</a>  <a href="http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080131-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080131-3.html</a></li> <li>なお、19年7月から12月の間に金融庁及び全国の財務局等から、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は1,830件、これを受け金融機関が行った利用停止は935件、強制解約等は695件となっている。</li> </ul> <p>○ 不正利用口座に関する金融機関としての対応のあり方の検討等についての適切な取組みの態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>還付金詐欺等といった新たな形態の犯罪の発生など、依然として増加している振り込め詐欺被害の未然防止策を検討するための自民党の振り込め詐欺撲滅ワーキングチームの議論に参加した。</li> <li>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律が成立した。(19年12月)</li> <li>被害の未然防止や被害者救済の観点から、業界団体との定期的な意見交換会において、本人確認の更なる徹底や適切な口座管理を行うこと等について業界団体を通じ傘下金融機関に対し要請した。</li> </ul>																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																								

施策名	人材の育成・強化のための諸施策の実施																												
施策の概要	金融の高度化・複雑化に対応した専門性を養成していくため、業務に必要となる専門知識等について、業務内容及び職務経験に応じた研修計画を策定するとともに、それらを効果的に実施していく。																												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の育成、強化が必要不可欠であり、現在実施している研修も適時適切に見直しを行い、研修内容の充実・強化を図っていく必要がある。また、国際化の進展に伴って、金融行政を担う職員に対しても語学力が求められており、我が国金融・資本市場の国際競争力を強化する観点からも、英語対応のための語学力の向上が必要である。</p> <p>(効率性) 金融の高度化・複雑化に対応すべく高度な専門知識を有する職員を育成していくため、経験年数に応じて必要とする知識の付与を行う重層的な研修体系に再構築を行っている。更に、金融実務に関する専門的な研修について、受講機会の拡大などにより、効率的な実施を図っている。</p> <p>(有効性) 重層的な研修体系の再構築を行うとともに、金融実務に関する専門的な研修について受講機会の拡大を図るべく複数回にわたって実施したことから、実施コース数、受講人数ともに前年度に比べ増加している。このため、専門的な知識を付与する機会として一定の成果があった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>係員・係長・課長補佐の各々の役職に求められる知識・能力や業務の専門性を高めるための研修内容の充実・強化</li> <li>新規採用職員を中心とした語学力底上げなどを目的とした語学研修の拡充</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 1037 1465 1406"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行政ニーズに応じた人材の育成・確保</td> <td rowspan="2">研修の実施状況等 (対前年度比で測定)</td> <td>受講コース</td> <td>(17年度)</td> <td>41</td> <td>51</td> <td></td> <td rowspan="2">「金融改革プログラム」で示されている、利用者利便を向上させるための制度設計、利用者保護ルールの整備・徹底、ITの戦略的な活用、金融行政の国際化といった課題を着実に実施していくためには、金融行政の担い手である金融庁職員について、金融の複雑化・高度化に対応した専門性を確立していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>受講者数 (人)</td> <td>(17年度)</td> <td>3,120</td> <td>3,467</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年度	18年度	行政ニーズに応じた人材の育成・確保	研修の実施状況等 (対前年度比で測定)	受講コース	(17年度)	41	51		「金融改革プログラム」で示されている、利用者利便を向上させるための制度設計、利用者保護ルールの整備・徹底、ITの戦略的な活用、金融行政の国際化といった課題を着実に実施していくためには、金融行政の担い手である金融庁職員について、金融の複雑化・高度化に対応した専門性を確立していく必要がある。	受講者数 (人)	(17年度)	3,120	3,467	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																		
				17年度	18年度																								
行政ニーズに応じた人材の育成・確保	研修の実施状況等 (対前年度比で測定)	受講コース	(17年度)	41	51		「金融改革プログラム」で示されている、利用者利便を向上させるための制度設計、利用者保護ルールの整備・徹底、ITの戦略的な活用、金融行政の国際化といった課題を着実に実施していくためには、金融行政の担い手である金融庁職員について、金融の複雑化・高度化に対応した専門性を確立していく必要がある。																						
		受講者数 (人)	(17年度)	3,120	3,467																								
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○ 専門性向上のための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>語学力底上げなどを目的として新規採用職員を対象に語学研修を平成19年10～12月に実施した。20年度も同様に実施する。</li> <li>20年度から役職別理論研修を開催して係員・係長・課長補佐の各々の役職に求められる知識・能力や業務の専門性を高めるための研修内容を充実・強化することとしたほか、金融実務に関する専門的な知識を付与する研修を新たに実施することとした。</li> </ul> <p>○ 予算要求、機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材の育成・強化のため、20年度予算要求を行い、予算措置(69百万円)された。</li> <li>金融知識・高度人材育成に係る体制整備のため、20年度機構・定員要求を行い、係長(2名)が措置された。</li> </ul>																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																										

施策名	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進																																
<b>施策の概要</b>	電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、業務・システムの最適化の取組みを行う。																																
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>① 業務・システムの最適化の実施 現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。</p> <p>② 情報システム調達最適化 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。また、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(16年3月30日改定。情報システム調達に係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</p> <p>(効率性) 情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、契約方針、随意契約を行う場合はその理由、契約金額等の妥当性の審議を行い、情報システム調達の適正化に取り組んだ。また、一定規模以上のシステム開発に当たっては、CIO補佐官が参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図った。</p> <p>(有効性) ①「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」、②「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」、③「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。</p> <p>①については21年度から、②については20年度から、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。③については、金融庁ネットワークの再構築に伴い19年度から効果が見込まれるが、一部については18年度に経費削減(▲13,610千円)が図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発等の推進</li> <li>・ 引き続き調達の公平性・透明性の確保を図る</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="347 1310 1465 1848"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること</td> <td>業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</td> </tr> <tr> <td>情報システム調達の適正化を図る</td> <td>情報システム調達会議の実施状況</td> <td>回</td> <td></td> <td>4</td> <td>7</td> <td></td> <td>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年度	18年度	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果						「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。	情報システム調達の適正化を図る	情報システム調達会議の実施状況	回		4	7		「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																										
				17年度	18年度																												
可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果						「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。																										
情報システム調達の適正化を図る	情報システム調達会議の実施状況	回		4	7		「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。																										
<b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>	<p>○ 業務・システムの最適化の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、システムの設計・開発に向けた取組みを引き続き行っている。</li> <li>・ 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、次期システムの設計・開発を実施し、平成20年3月から新システムが稼働した。当該計画に基づき、経費の削減と業務処理時間の短縮等、業務の効率化を図っていく。</li> <li>・ 「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」に基づき、次期ネットワークを構築し、20年1月から稼働した。当該計画に基づき、経費の削減と業務処理時間の短縮等、業務の効率化を図っていく。</li> </ul>																																

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報システム調達の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システムの調達の適正化のため、情報システム調達会議を開催し、開催に当たっては、事前にCIO（情報化統括責任者）補佐官等をメンバーとする事前審査会を行った。また、システム調達において、CIO補佐官が調達内容を検証するなど、積極的に関与した。</li> </ul> </li> <li>○ 機構・定員要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システム調達に係る体制整備のため、20年度機構・定員要求を行い、係長（1名）が措置された。</li> </ul> </li> </ul>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 2 章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム II サービス革新戦略 (1) IT革新 ③ 世界最先端の電子政府の実現 5年以内を目途に国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現するべく、ユーザーの視点に立った利便性の向上等を念頭に置き、紙をベースとした既存の手続を根本的に見直し、業務・システムの最適化等の施策を講ずる。



施策名	専門性の高い調査研究の実施
-----	---------------

施策の概要	金融を取り巻く環境は、情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展しており、金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な行政運営を確保していくため、専門性の高い調査研究を行うとともに、庁内へのフィードバックを一層充実させる。
-------	--

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。 (必要性) 近年の金融をめぐる情勢の変化を見ると、より急激に高度化、複雑化、国際化が進んでおり、また諸外国の金融環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑み、以前にも増して諸外国の金融制度や金融情勢の調査・比較検討が求められているなど、あらゆる分野において専門性の高い調査研究の必要性がある。 (効率性) 研究会、勉強会等により、職員の専門性・先見性向上の機会が提供され、関係部局との相互交流が促進された。また、論文の英訳をホームページに掲載したことにより、海外の研究者等への情報発信もできた。 (有効性) 研究会・勉強会等により、庁内職員が学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する庁内職員の理解が促進されるなど、研究成果の関係部局へのフィードバック面で十分な成果が上がった。 (反映の方向性) ・ 研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流 ・ 研究の質の向上と研究分野数の増加 <b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
					16年度	17年度	18年度		
	金融行政の専門性向上のための情報収集・分析を行い庁内へ情報提供すること	金融行政の専門性向上のための情報収集・分析等の状況	※左記指標は、定性的指標である。						金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく必要がある。

政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究官等によるディスカッションペーパーのホームページ掲載（10本）を行うとともに、庁内の論文検討会として論文ワークショップを3回開催した。</li> <li>・ 庁内各部局からの要請に基づく専門的知識・技術の提供等により、研究成果のフィードバック及び関係部局との相互交流の促進を図った。</li> <li>・ 金融をはじめ様々な分野の実務家研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会を計12回（通算では122回）開催したほか、研究活動の一環として4研究会を開催した。</li> </ul> </li> <li>○ 研究の質の向上と研究分野数の増加           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融研究研修センターの研究論文及び活動報告を所収した「FSAリサーチ・レビュー2007」を平成20年3月に発行し、ホームページ掲載のほか研究機関、大学図書館、シンクタンク等約500箇所配布した。</li> <li>・ 19年12月に第3回国際コンファレンス「金融の安定と金融部門の監督—過去10年の教訓と今後の対応—」を、また20年1月に第4回国際コンファレンス「地域金融の現状と今後」を開催し、国内外の研究機関、研究者、政府機関、金融関係者との交流を行った。</li> <li>・ 新たに特別研究員を1名委嘱し、金融研究研修センターにおいて、金融業務の国際化・高度化・複雑化に対応する研究体制の充実を図った。</li> </ul> </li> <li>○ 予算要求           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費等のため、引き続き20年度予算要求を行い、予算措置（7百万円）された。</li> </ul> </li> </ul>
------------------	--

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）